

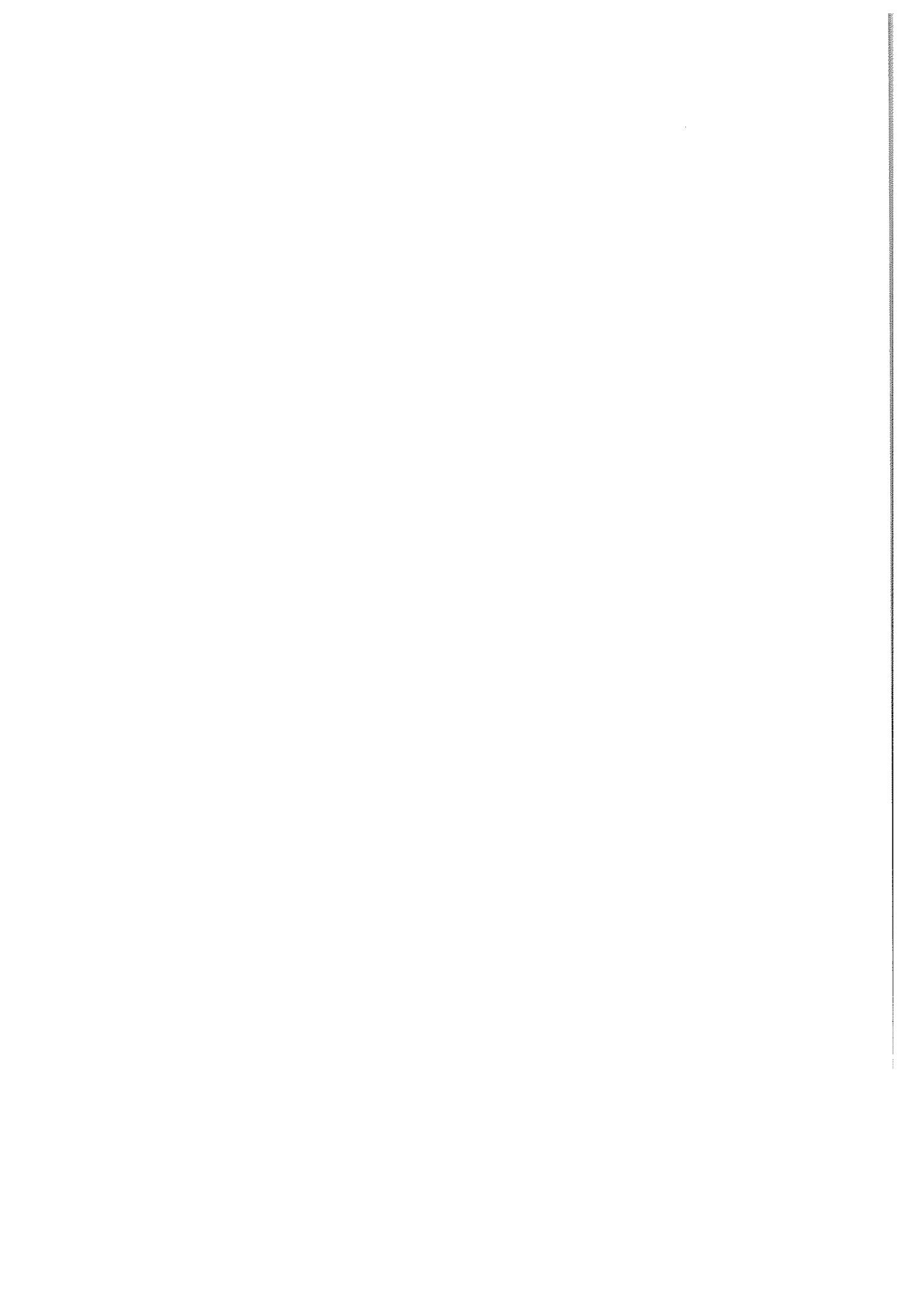
学会ニュース

第 30 号

'86.6.7~8 総会特集号

1986年10月

日本女性学会



目 次

6月7日 パネルディスカッション

「日本の文化的土壤とフェミニズム」報告

地域における女性の役割	越智 昇	1
女性の身体観 一医学の立場から一	丸本百合子	9
母性 一歴史学からみた一	義江 明子	12
水子信仰をめぐって		
—第三期女性解放運動の日本の特殊情況—	溝口 明代	16

6月8日 講 演

日本文学におけるフェミニズム批評の将来	千種・キムラ・スチーブン	27
---------------------	--------------	----

分科会報告

A 「性とフェミニズム」

性教育の立場からみた世界の女たち	北沢 杏子	29
女性の「割礼」について	中村 恭子	33
婚姻法の解釈論的再構成序説	大村 芳昭	36

B 「マルクス主義とフェミニズム」

マルクス経済学が無視してきたもの 一家内奴隸・生産労働者・性労働者の 新しい経済学の建立のために一	田中由布子	40
ミニマリズムとマキシマリズムの分岐点	村上 益子	44

C

近代オリンピックと女性

—女性解放の視点から問い直す—	大河内保雪	48
女性学の視点からみる婦人福祉	福井 浅子	51

非会員参加者からの声

日本女性学会に参加して	及川 智子・杉本 郁子	56
-------------	-------------	----

日本女性学会11月大会のおしらせ	57
幹事会だより	59
求人 "NEW ZEALAND UNIVERSITY OF CANTERBURY	
LECTURER IN TAPANISE" (求人のおしらせ)	60
フェミニスト・デザイン	61
日本女性学研究会シティ・セミナーに出席して	62
本会会員が行なった1985年の女性学に関する研究・活動報告	64
会員消息(新入会員紹介)	66
寄贈図書資料	67
編集後記	68

日本の文化的土壤とフェミニズム

—— フェミニズムを阻むものは何か ——

地域における女性の役割

越 智 昇

1. 課題をめぐって

メインテーマのねらいを鮮明にされれば、分担課題の役割が明確になるはずであるが、今回はその意味での、分担報告が共有すべき基本的問題提起がなかった。したがって、私としては、与えられた「地域における女性の役割」という課題をメインテーマとの関係でどのように位置づけるかを断っておかねばならない。

「文化」とよぶならば、社会学では、『一定の社会や集団によって共有され、そのメンバーが後天的な学習によって継承するところの、行動様式、行動原理』をさす。いうところの「日本の文化的土壤」が何を意味するかよくわからないが、私としてはこのメインテーマを『フェミニズムの立場から日本の社会・集団にあるところの生活原理・生活様式を問題にするもの』と解釈しよう。

そこで、なぜ私に与えられたテーマが必要なのか。なにゆえに女性の地域生活が問われるのか。人間社会の形成を前述した「文化」の定義に即していえば、それは、きわめて具体的な生活の場の日常から構築されたといわれねばならない。柳田国男が、常民文化を基層文化として重視した理由である。そういう基層文化を営んできた社会が独自の地域社会である。生活者が共同し支えあって生きる知恵の総合が、原型としてそこにみられた。

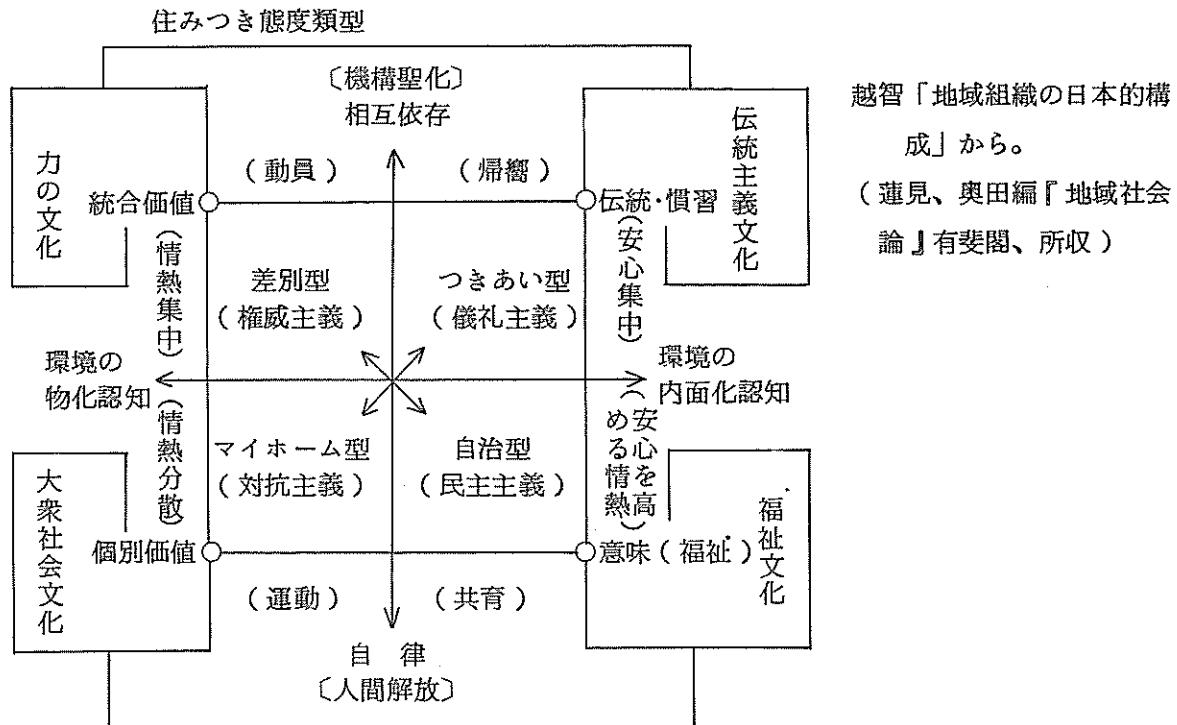
では、そのような共同体的な伝統文化を、「地域」の側面からとらえられる「日本の文化的土壤」と解釈するのかといえば、否である。私は変動過程を重視したい。そこに「女性の役割」があると考える。

そもそも基層文化といえども、地域で純粋培養されたわけではない。国家権力の確立と強化は、全体社会規模での生活原理・生活様式を作為し、常民文化と相互浸透関係をもつとともに、常民文化を全体社会的政治文化に包摂する。国家権力の欲望を最大限に達成した体制をファシズムとよぶとき、丸山真男氏もいうように、それはまさに政治が文化を飲みこみ、政治が文化を一元化することに他ならない。国家権力は「力の文化」とよぶにふさわしく、常民文化は

「伝統主義文化」とすれば、そこに相互浸透を生じやすくする共通する原理は「機構聖化」になる。それを証明するスペースはないけれども（図Ⅰを参照）。

地域社会という社会は、日本の歴史においてこのような重大な文化的役割を担ってきた。但し、地域社会という生活の場からの文化創造という基層文化的意義は新しく問われねばならぬ。

（図Ⅰ）



越智「地域組織の日本的構成」から。
(蓮見、奥田編『地域社会論』有斐閣、所収)

- 注 (1) 「つきあい型」「差別型」「マイホーム型」「自治型」は、それぞれの住みつき態度である。
- (2) 「儀礼主義」「権威主義」「対抗主義」「民主主義」は、リーダーシップの特徴を示す。
- (3) 「帰郷」「動員」「運動」「共育」は、集団的行動原理を示す。
- (4) 「安心……」「情熱……」は、エーストスを示す。クロスの中心部の矢印は、対極関係・緊張関係を示す。
- (5) 「伝統主義文化」「力の文化」「大衆社会文化」「福祉文化」は、文化型を示す。そして、「機構聖化」は前二者の文化型を、「人間解放」は後二者の文化型を、通底して社会システムにつながる原理を意味する。
- (6) 「伝統・慣習」「統合価値」「個別価値」「意味(福祉)」は、それらの文化型をシンボライズするものに当たる。

図でも概念的に示したように、「機構聖化」に対して「人間解放」のベクトルが成り立つのであって、地域生活を軽視して全体化への同調をすすめることは、再び機構聖化の方向をくりかえすことになると強く戒めねばならない。

私の理解では、機構聖化を担ってきたのは、多くの女性をふくめての男性支配型の「力の文化」であったし、今日の文化的主流である。人間解放を担うところの意味的な福祉文化が、多くの男性をふくめての生活原理・行動様式になるようなルーツを地域生活にこだわって創出し継承することが、フェミニズムに課せられているのではないか。

2. 都市化と地域・家庭生活問題処理における主婦層の役割

『都市化』という概念は、近代化、産業化、情報化などとよぶ社会変化をベースにするが、なかんずく、そのような変化のなかで形成されるところの都市的生活様式を意味する。その意味での都市的生活様式は、特定の「都市」にだけ現れるのではなくて、全国化・全世界化現象といえる。都市社会学者が大都市研究に集中するのは、その典型的な現象を究明するために他ならない。

ところで、都市的生活様式は、明らかに文化の問題である。伝統的な生活様式が、さまざまな社会変化のレベルを経て多様にそのあり方を変え、あるいは先取りしたかたちで都市的生活様式をもつに至る。その一般的の傾向は大衆社会的文化になりやすいし、その実証的データは豊富である。いざれにしても、都市化による大きな文化変動は避け難い。それでは、現代社会は大衆社会になって、解体する他ないのか。それは事実ではなかろう。大衆社会的生活構造になじむのは、都市的生活様式のなかでも、分業システムに高度にコミットした階層であって、日常生活で具体的な身辺の問題を創造的に処理する必要を感じ行動している人びとのばあいは、もっとちがったベクトルをもっている。それはとくに主婦（母親）を主体にした人びとによって担われている。というと、あたかも私が、性別分業論を支持するかのように誤解されるおそれがあるが、そうではない。地域生活の場から女性が主役になって、性別を超える人間解放的志向をもった新しい生活様式・文化を創造し、男性支配型の文化を変革するベクトルが育ちつつあることを指摘するのである。そして、それが発生し可能となる原因が社会・文化変動という都市化に求められており、それが大きな変革ベクトルたりうるのは、前述したように、都市化が全国的全世界的規模で現象しているからである。

以上のことと前おきにして、若干の実証データで補足したい。

- (1) 注目される一点は、家庭での生活問題処理の特徴である。今日の家族構成が核家族化してきたことは周知のとおりで、都市化の結果である。その核家族の生活問題の処理を、「相談

相手」という視角からひき出した最近のデータによれば、圧倒的に妻方の親戚に依存している。表面では男の家へ嫁入るという形態をとりながら、日常の生活では母系の相互扶助的生活構造を示している（表1参照）。

鶴見和子氏によれば、それは日本の文化原理といえよう。氏は、女性のノンコンフロンテーション・レジスタンスを評価する。正面衝突的抵抗をとらないで、その実、下からの破

（表1）

相談事	夫 方	妻 方	相談しない
育児、教育	17.0	64.7	1.1 %
健康、病気	21.8	66.2	1.6
金の融通	31.0	45.9	0.6
冠婚葬祭	40.0	46.1	2.5
手が欲しい時	18.9	67.0	1.1

1985、横浜市磯子区S団地
調査
横浜市立大学市民文化研究センター「都市化とボランタリー・アン
シェーション」
192頁 1986刊

壊活動としての浸透作戦を行うのが、そもそも日本社会での女性の文化原理だったとみているが、その裏づけのひとつは上記の家庭生活問題処理における妻方親戚依存傾向であろう。

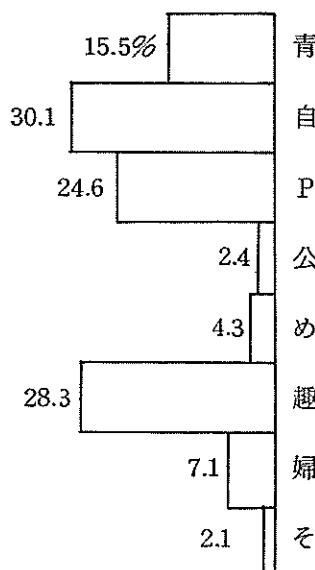
第2に地域で主婦層が形成している日常的なパーソナル・ネットワークの大量かつ多様さの実態である。生活地域でどうしても必要な対人関係は、とくに子育て中の主婦層のばあいくりかえし必要になる。地域組織においても、参加者の大部分は主婦たちである。都市化が進行すると地域的人間関係は疎になるといわれたが、調査にもとづけば必ずしもそうではない。農村型近隣関係の時として家ぐるみのプライバシーにふみこむ深いつきあいは、たしかに疎になる。通勤労働が主の男女では近隣関係は薄まるのが事実である。しかし、地域におけるつきあいは、関心事に応じて相手を自由に選んで共通の関心集団に発展するのが都市型の特徴であり、その意味で、サバサバしたつきあいになっている。共有すべき（相互依存すべき）関心事が多いほど、パーソナルなつきあいは多様化し、大量化している。

地域生活の場には既存地域集団がある。町内会・子供会・婦人会・PTAなどがそれである。これらの集団も広義の地域生活問題処理の必要から作られた制度的団体であり、主婦層が主たる参加者になっているのは事実であるが、多くのばあい消極的参加である。団体維持のために制度化された手段として誰かが世話を引受けねばならないという態度が支配的で、参加者にとって燃えるような関心事となりにくい。それにひきかえ、自主活動グループに対する参加意欲はかなり高くなっている。ひとつの調査データを示しておく（図2参照）。

(図2)

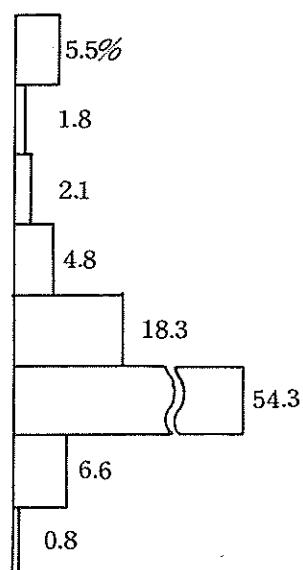
(A)

あなたは、ここ4、5年の間に、次のような社会活動に参加したことがありますか。参加したものすべてをお答えください。



(B)

現在している、いないにかかわらず、機会があったら参加してみたい活動がありますか。ありましたら、いくつでもお答えください。



(「横浜市婦人の生活実態と意識」横浜市企画調整局調査課 1980)

(A)と(B)を比べると、既存地域集団への積極的参加実態がみられるようであるが、意欲についての回答ではすべて低率である。それにひきかえ、趣味・学習・スポーツやボランティア活動については強い志向性が現れている。

ところで、現実の地域活動となると、とりわけ日本では町内会という家単位の地域包括的多機能集団が強い存在となっているので、その担い手が主婦層であるにもかかわらず、男性を主要な役員とし、男性の管理主義的運営が続いているばあいが多い。しかし細かく見ればその体制においても変化が起っている。町内会組織は部制をもつのが普通であるが、その部長クラスでは、女性部長の率が高くなっている。高率の順からいうと婦人部長は当然だからそれ以外では子供会長(62.2%)、保健衛生部長(35.3%)、福利厚生部長(31.6%)、広報部長(31.6%)、会計部長(24.1%)といったところである(横浜市婦人団体連絡協議会「婦人団体活動の点検と課題」S. 60.7.、21頁)。これらはその背景に、主婦たちの自主活動の高まりや地域生活問題処理の力量の高まりがあるといってさしつかえあるまい。

3. 顕在化してきた社会運動型自主活動の特徴

既存地域集団では、主婦たちの積極的なかかわりによって、そのあり方に変化がみられる部分もあるが、大枠としては定例化された年中行事が重視されるので主婦層のエネルギーはそのために動員されてきた。婦人会でも、町内会でも P T A でも然りである。そのような活動が不人気であることは前記したとおりであるが、私は必ずしも必要とは思わない。インフォーマルなつきあいという第一次的ネットワークを尊重しながら、その延長線として地域ぐるみ共同作業や情報交換・情報提供がルーチンになっていることは、地域で非日常的危機的状況が発生したさいに対処を容易ならしめるし、他方、日常的にも、自主的活動のよびかけ、自主的活動へのリクルートに都合がよいからである。

都市型の日常生活は専門処理サービスに依存するという命題は正当である。水道にしろ、道路にしろ、電気にしろ、ゴミ処理にしろ、教育にしろ、情報にしろ、専門処理への依存生活に他ならず、その欠陥発生がどのようなパニックをひき起すかは自明のことである。既存地域集団は、そのような専門処理を補完したり、専門処理になじまない生活課題を独自にとりあげて活動するという役割をになっているともいえる。しかし年中行事にウエイトをおく既存組織はとくに、専門処理になじまない生活課題の必要を積極的に掘り起すことに熱中する体質をもたない。そこで、専門処理サービスになじまない、あるいは専門処理サービスが見落している生活課題を堀り起し、自らの力量でその解決に当るところの自主活動グループが発生する必然性がある。その担い手の大多数は地域の主婦層である。彼女たちのはあい、その活動は常に問題点を問いつめ、学習を伴い、その実践がさらに新しい課題を堀り起し、その模索と創造のなかから、自己の変革をくりかえし、ついに地域既存組織も自治体行政も納得せねばならない生活原理をうみ出すに至る。

このような意味での社会運動型自主活動は全国的に、およそ過去 10 余年来、各地でみられるのであるが、それらが、今日の社会・文化的意味でどのような変革ベクトルをもち、現にどこまで達成しているのか、を客観的に整理し理論化する学問的作業はまだ緒についたばかりである。この報告では統いてひとつの事例をとり上げるが、以上の意味で、どこに着眼すべきか、という問題提起的視点にしばることをことわっておく。

すでに知るひとも多い、川崎市宮前区菅生で母親たちが起した「児童館をつくる会」の経験である。新興住宅地区で自然環境には恵まれているものの、陸の孤島と呼べるところであった。昭和 46 年秋、幼稚園での家庭教育学級で学ぶことをとおして知りあった、たった三人の母親が、そのときどきの学習からえた感動を手当たり次第に周囲の母親たちに語りかけて、「お茶のみ会」が出来、「子どもたちの誇りうるふるさとに」を相言葉とする活動が展開された。 48

年1月に「児童館をつくる会」を結成。当初の会員250人、会費月20円。川崎市などの小学区にも児童館をつくることを会の目的として、移動市役所が各区で催されるとき、必ず出席してその趣旨を訴えつけ、他方、公民館の協力のもとに学習を継続。県立図書館の援助のもとに家庭文庫を開設。さらに、児童館の調査研究など実施。ついに50年5月、菅生地区に児童館「菅生こども文化センター」が開館された。

住民が自発的に地域生活課題を掘り起して、行政の専門処理サービスを獲得する運動は、都市化にともなって各地でみられることであり、菅生地区の運動がかくして専門処理依存を達成したということであるならば、ここで特に問題にすることはない。彼女らがまとめた「あかい屋根 — 川崎市菅生こども文化センター10年の歩み —」には、次のように述べている。

「真の住民自治とは、行政は住民の為に地域社会の育成・助長を、住民は自らの責任において地域社会の創造という課題の統一である。(略)それは今、自分の要求をはっきり認識することも、訴える手段も持たない子ども、その子どもこそが明日の世代を担うということを中心にしてかんがえてこそ初めて可能になっていくものだ……」。この理念が貫するところに、彼女らの運動の特徴をみなければならない。

もう紙数が尽きたので、上記した理念が具体的な自主活動として顕在化してきた事実を表示しておく。これが、いわゆる児童館の催しでないことは一見して明らかであろう。このような活動の持続発展は「川崎の社会教育を考える会」(機関紙「南武線」)その他になり、地域から新しい文化を創造しつづけている。詳細は「あかい屋根」「南武線」等にゆずる。

この報告で、今日の社会状況に体当りし、新しい文化原理を創造しようとする女性たちの運動の意義を一般化するように努力したが、今は割当せざるをえない。

菅生こども文化センタークラブの推移表

(「あかい屋根」151頁)

年 度	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
こども	創作 クラブ スポート クラブ 演劇 クラブ 新聞 クラブ 写真 クラブ 絵画 クラブ 算数 クラブ 手作り遊び クラブ 女の子 クラブ 油絵 クラブ の ウイワイ クラブ ギター クラブ プレイシップス 野外活動 クラブ こども図書委員会 ジャンクション もえぎ Jr. 卓球 クラブ 空手 クラブ クリニイ ション サークルどろんこ	小低学年 小、遊び半分 小、高学年 壁新聞、家族新聞など(小3~6年) 小、高学年 小、低学年 小、低学年 (なかよしあてんぱクラブ) 小、高学年 小 上記の「手作り遊びクラブ」と「スポーツクラブ」が合体 上記の「創作絵クラブ」中間が図書手伝いはじめ、人形劇も 上記の「プレイシップス」を終えた子供 大人の「もえぎの会」のJr.版	指導(職員) (職員) (職員) (主婦) (職員) (主婦) (職員)…体をつかい算数で遊ぶ (職員) (職員) (職員)…手先と体を動かすことのジョイント (職員)…遊びのリーダーづくり 中学生と大人 小低学年 小高学年 小高学年 小高学年 ジャズダンス・ミュージカル 小 小 小 (職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員) (職員)								
おとな	読書 クラブ 幼児 クラブ コラス クラブ 古典を読む会 菅の根会 もえぎの会 いたかの会(父親学級) ママの寺子屋 ひまわり人形劇グループ 菅生生活学校	(子供の読書を助けるため) (4才児と母親…週1回、5才児と母親…(週2回)) (幼児クラブと大多数は重なる) (「読書クラブ」から派生) 自治会館へ加える (「幼児クラブ」OB「手作り遊びクラブ」を発生 (「幼児クラブ」OBセンターの枠を出て、ダンス、演劇) (父親の家庭、地域、人間をめぐる自由井戸端会議) (子育ての原点、真の幸せを問う具体的で多様な学習会) (「読書クラブ」から派生) (公害を追放し、健康で文化の香るふるさとづくり、合成洗剤追放)									(保育、企画、図書係)

女性の身体観

—医学の立場から—

丸本百合子

フェミニズムの中でも、性に対する考え方には、多様なものがあった。「フェミニズムをはばむもの」と言うシンポジウムのテーマを、女の体と言う面から考えてみると、今日様々な問題がある。

人間は、性行動を持つ、持たないにかかわらず、女か男の性を有している。性とは、生物学的には、産むものと産ませるものであって、両者の結合によって、次の世代を発生させると言った生殖形態が成立する。ところが人においては、性的結合と生殖行動は、必ずしもイコールではない。一方では生殖を目的としない性行動があり、その目的のために避妊技術が開発されている。他方では性行動によらない人工生殖が可能となっている。

これら生殖技術に対して、フェミニストの中では、女の利益のためにこれを積極的に受け入れようとする考え方と、女にとって不要、あるいは有害なものとして排除しようという相反する動きがある。また中には、生殖を自然の神秘の中にそっとしておきたいと言ったロマンチズムも根強くある。

しかし、子産みの状況が多産多死から少産少死へと移り変わった現代、自然の摂理にありのまま従おうとしても、これではむしろ他の生態系とのアンバランスを生じてしまう。少くとも性行動を起しても、生殖をしないと言う避妊技術は、今日の私達の性生活には不可欠なのである。しかしながら一方では、資本側からの要請で進められてきた技術革新は、今日自然の生態系の破壊や、人間の価値感の混乱を招いている事実があるから、生殖技術の進歩に対してこれを、無批判に受け入れる事も極めて危険である。そこで私たちは、この様な生殖のコントロールが、果して女の身体や人生にとってのより良い選択として行われているかどうかを、検討して行かねばならないと思う。なぜなら人は皆、その身体の中でこそ人生を持っており、その身体は、女か男かの性だからである。

現在、女の体の外で、卵を発生させる技術が可能となった事で、女の身体がモノ扱いされて行くを危惧する声が高まっているが、女の身体のその様な状況は、これまでに女の身体が置かれてきた歴史の延長にあると言って良い。すなわち、女の子産みは、男中心の社会にあっては、労働力再生産の手段であり、おののの時代の要請によって、産みの行為が賞賛されもしたし、産まない処置が奨励されたりもした。さらにまた、生殖を目的としない性行動の場にあっては、女の体は常に男性から求められる対象物でもあった。

この様な社会的基盤から、女の身体意識もそれに合わせて変えられて行った。例えば、女性の健康に対する関心、妊娠してはじめて自分の健康に気を使う様になるという女性が多い。それまで不規則な生活を送り、食事もインスタントで済ませていた様な女性でも、妊娠すると急に生活や食事に気をつかい、タバコや薬などを体に取り入れまいとする。しかし出産を終えてしまうと、子供の事ばかりに目が向いて、赤ん坊によって全くペースを変えられてしまった生活の中で、自分自身の健康をかえりみる事などはなかなかできないし、周囲の保健指導にしても、育児や母乳の事ばかりで、分娩後の健康回復に関しては、余りかえりみられていない。このような現実を考えてみると、これはまさに女の身体やその健康と言うものが、一人一人の女の人生のためではなく、子供のため、子供の育つ基盤としてのみ、扱われている事を物語るものと言えよう。最近あちこちで思春期教育の必要性が説かれているが、これに関しても、母となる体を準備する期間としての必要性だけが強調されている。そのために、若い女の子たちは少女から成人へと移って行く自分の身体の変化をありのままに受け止める事ができにくくなり、あわせて女の性が対象物としてのみ置かれている男社会の中で「素晴らしい自分」という認識を失って行き、身体を男にとつての商品価値としてしか捉えられなくなってしまっている現状がある。

子産みを目的としない、コミュニケーションの手段としての性行動は、ひとつの人間の文化を形成してきた。しかしその場合、社会が管理的である程、性も管理され、女と男の愛情表現としての性行動は抑圧されている。わが国の場合には、明治以後になって、武家社会の家の秩序が、一般庶民にまで適用される様になり、それに伴ない、女の性は家族制度の中で後継者をつくるための妻の性と、男の欲望を満たすための娼婦の性とに分断させられて行った。そして家族制度を統合する国家が、国力としての子供を増やす政策の中で、墮胎罪を成立させて、胎児は国家の財産であると言うイデオロギーを確立した。墮胎が刑法上の犯罪として扱われていると言う事は、性行為の帰結としての妊娠が、個人のものではなく、国家のものとして管理される事を意味する。墮胎罪は、現行刑法にもそのまま残されており、現在ではこれが基礎となって、その上で戦後成立した優生保護法によって、墮しても良い子を法が決めるという立て前をとっている。またもう一方では、「健全な」国民、すなわち日本経済を支えるべき人の育成に努めるため、母子保健法によってすべての妊娠を登録させ、さらにまた産まれた子の資質まで登録させようといった政策（母子保健法改訂案にある）が打ち出されている。

労働しても、資本側から搾取されているために、その結果が労働した者に帰結しない状態が、労働からの疎外と言われるが、それと対応して、女たちは子産みから疎外された状態に置かれてきた。そして更に今、この子産みからの疎外がますます深刻なものになりつつある。例えば、女が自分自身の仕事を生きるなかで、子産み、子育てをして行くのが困難になりつつある。（雇用

均等法は、男たちがこれまでしてきた様に、家庭をかえりみず、残業もいとわない働き中毒になれるなら、女も職業人として認めようというものである。）「子供が小さいうちは母親が育児に専念すべき。」と言う俗説が、いつのまにか信じられる様になり、「子供が成長したら、また働くチャンスはあるのだから。」と職を退かされるが、実際は子育て後の仕事は、雇用者側には持って来いの、低賃金労働しかない。つまり、性別役割分業のみでなく、女の中でも経済効率によって、仕事用、パート用、子産み用などとふるい分けられて行く。そして、子産み用というのも母子保健法改訂案中の、母性健康診査導入にみられるように、子産みに適の女（さしあたって酒もタバコもやらない健康な妻であろう）と不適な女（未婚、貧困、不摂制、高令、障害者、などが入るであろう）に更に細分されるようになるだろう。またさらに、エリートの養成用には、「ハイクラス」と自尊心をくすぐられて乗って来る様な女性に、「優良」な精子を授精させて、エリート予備軍を産ませようと言う発想（アメリカでは、すでにそのための、精子銀行がある）も出現する。そこにおいては、子供というものは、女と男の性愛の帰結ではなくなっている。両親が子に注ぐ「愛情」と呼ばれるものは、親と子が対峙する時に湧き起るものではなくなり、親が一方的に自分のエゴを注ぐものになってしまっている。（男と女の産み分け願望もそのエゴの一形態と考えられる。）

この様な状況を打開して行くために、私たちは、どうしたら良いのだろうか。明解な答えなどとうてい出せそうにもない。しかし、もう一度自分達の置かれた状況とその周囲を考えてみたい。労働から切り離された子育て、人生から切り離された生殖、コミュニケーションを欠いた快楽のみの性行為、あるいは手段としての性行為、性愛によらない子供の誕生、これらが誰のために、何によってコントロールされているのか……。生殖技術をどう捉えるかは、ひとつはそれが女の選択でなされているかどうかであるが、さらにその選択が、真に女が選び得る状況で行われているのかまで考えてみなければならないであろう。

女としてくくられても、人間の身体は一人一人皆違う。子供の出来ないペアーも居るし、欲しくなくても出来てしまう場合もある。何人でも子供を産み育てたい人も居れば、子供を欲しがらない人も居る。男と性的かかわりを持つ女が居れば持たない女も居る。しかし大切なのは、その中で女の身体の選択したもの、選択できなかったものをお互いが生き方として共有し合い、フェミニズムの流れに乗せて行く事ではないだろうか。

母性－歴史学からみた－

義江明子

私たち人間は、他の多くの動物と同じく、男性と女性が性的に結合して子孫を生むことによって種として存続してきた。この生殖活動の中で、女性のみが妊娠、出産の機能を担ってきたのだが、当然ながら、そのこと自体は（少くともこれまで）どんな社会、どんな時代においても変りがない。けれども、この女性の機能の意義付けは、それぞれの社会・時代で様々に異なる様相を見せる。前者を自然的母性、後者を文化的母性とするならば、後者の時代による変化、そこから浮かび上がる各社会の文化的特質を明らかにするのが、歴史学における母性研究の課題であろう。ここではそれを、日本史の前近代の流れの中に探し、近代以降の女性解放思想の一つの歴史的背景をも考えてみたい。

1. 歴史的母性への視角（日本一前近代）

文化的母性が歴史的にどのように形成されてきたのかを見るにあたっては、日本の場合、次の三つの視角からとらえていく必要があろう。

(1) 「役割としての母性」の形成

近年、日本史の分野でも母性の研究は著しく進展しつつあり、その中で、「産む性」の強調は決して本来的・普遍的なものではないことが明らかにされてきている。

胸部・腹部を大きく強調した縄文土偶は、かつては原始の母性崇拜を示すものと考えられていたが、この時代には同時に、男性の根源的力を象徴する石棒も広く見出される。そこに見られるのは、厳しい自然条件の下で集団の存続を支える生殖力・生産力への祈りであって、男女どちらの性の社会的優位性をも示してはいない（間壁葭子「原始、古代にみる性差と母性」⁽¹⁾）。土偶・石棒への崇拜は、本格的農耕、すなわち人間の力による自然への組織的働きかけが実現するにつれ姿を消していくのである。

八世紀（奈良時代）には、たくさんの子を生んだ女性に対する国家からの褒賞がなされている。しかしこれは中國流の徳治主義の導入によるもので、さほど定着せず、次第に行われなくなってしまう（西野悠紀子「律令制下の母子関係」⁽²⁾）。庶民はまだこの頃でも自然的母性の段階にとどまっていたといえよう。

それでは、「女性＝産む性」の強調は、いつ、どこから、はじまるのだろうか。

京都の下鴨（御祖）神社に祀られている玉依ヒメは、古代の伝承によると、川を流れ下ってきた丹塗矢（実は火雷神の化身）に感じて孕み、別雷命を生んだ。以下、玉依ヒメの

兄弟の子孫である鴨県主一族が、神主として、上鴨に別雷命=御子神、下鴨に玉依ヒメ=御祖神を祀り、同時にこの地一帯を支配してきたのだという（『本朝月令』所引『聚氏本系帳』）。

これは、族長層の女性が、靈力（玉）を依りつかせる力によって神の妻となり、その子（御子神）を生み、自らも母神（御祖神）として祀られるという、古代の典型的な伝承の代表的な例である。かつて、三世紀ごろ、女玉ヒミコは神の言葉を伝える靈力によって邪馬台国を支配した。そこには母性の強調は何ら見られない。玉依ヒメ伝承は内容的には恐らく四～六世紀の状況を示すと思われるが、ここでは女性は、母性（産む）機能によって一族の男性の政治支配を宗教的に支える存在でしかない。そしてそのことによって、母神=族母として「尊重」されたのである。

玉依ヒメは神の母としての象徴的女性像であるが、平安時代になると生身の女性が母としてのみ尊重されるようになってくる。貴族層の女性は八世紀にはまだ自らの政治的働きによって公的地位につき官位を得ていたが、九世紀に入ると、専ら天皇のキサキとなって皇子女を産むことにより高い位を与えられるようになる。次代の天皇となる皇子を産んだ女性は特に国母として崇められ、この国母を産んだ女性（貴族の妻）もまた高位を与えられた。こうして女性が母としてのみ「尊重」されるという状況が次第に一般的なものとなっていく。十一世紀半ばの『新猿楽記』という書物には、当時の下級役人の理想の生活がユートピア風に描かれている。主人公は三人の妻と多くの息子・娘・ムコにとりまかれた裕福で色好みの老人である。家事万端にすぐれた次妻、若く美しい三妻に対して、^{もとのめ}本妻は年上で醜く何のとりえもない。しかし「もうもろの過失ありといへども、すでに数子の母たり、これを如何せん」。ここには男性が妻に対して求める三つの機能（子を産む、家政婦、性愛の対象）が三人の妻に託して語られている。なかでも本妻として最も重んぜられるのは男性（家長）に多くの子女を産み与えた「母」たる妻であった。

八世紀の『万葉集』の相聞歌における男女は、まず何よりも互いに性愛の対象としてある。子供はその結果であり、愛がさめれば別れるしかない。『新猿楽記』ではそれが全く逆転し、女性は妬嫉深い邪惡なものとして蔑視されつつ、同時に「母」として「尊重」され、妻でありつづけるのである。

これ以後は、たんに産むことだけでなく、育児・しつけ・慈しみ・献身などの「母としての役割」が中世～近世を通じて女性自身に深く浸透していく（脇田晴子「中世における性別役割分担と女性観」⁽³⁾）。

(口) 自然的生殖の尊重

以上にみてきたように、「役割としての母性」は、女性の社会的地位の低下（家の中への閉じ込め、男性への従属）に明確に対応して、歴史的に形成されてきた。しかしその一方で、それとは明瞭に異なる思想が底流には生きつづけていた。民間の思想が自覚的に主張されるようになる近世後期に至って、それは表面に浮かび出てくる。

武士の支配を真向から否定する平等思想をかけた民間の思想家として著名な安藤昌益は、男女・長幼・君臣の別をみとめない。昌益によれば、「自然ニ耕シ、自然ニ織リ」という直接生産と、「自リ知リ自リ成ル」男女の自然的生殖こそが社会の根本である（『自然真當道』）。ここで注目すべきことには、こうした自然的生殖は、男女が互いに自らに成すのであって、決して女性のみに固有の働きとはされていない。

同じく近世後期に盛んになった富士講（富士山信仰による民間宗教）も、「男女に何れの隔てあらんや」と、当時の一般的な女性蔑視・女人禁制思想を否定する。その根本には「男女陰陽和合ハ元人間を根元として一切の生キ物ハ有事なれば、比根元を作る道具尊き理成」とする自然的生殖への贊美があった（宮田登「女性と民間信仰」⁽⁴⁾）。ここでも男女の和合が人間を作り出すのであって、女性のみが「産む性」としてことさらに寛容に扱われるのではない。

遙かに遡って古代においても、(イ)でみた玉依ヒメ伝承で、神は丹塗矢に変身して川を流れ下る。この丹塗矢の形は生殖に関わる男性の具体的シンボルを示す。男女の性的結合 자체を悪とみなし、しかもその責任を女性に帰す（＝イヴの原罪）キリスト教文化にあっては、例えば、マリアは天使の受胎告知により処女懷胎するしかない。これに対して日本においては、男女の性的結合をそのままに肯定する思想が、古代以来一貫して底流に脈うちつづけているといえよう。

(ハ) 不淨視の強調

ところが、自然的生殖に対する贊美の一方で、女性を不淨とみる観念もまた根強く存在する。出産、月経の血が穢れとされ、さらには女性そのものが丸ごと不淨視されて血の池地獄に墮ちるとされるのである。しかし、こうした女性にのみ一方的な血穢觀は本来の仏典ではなく、日本で、女性の社会的地位の低下に伴なって誇張され広められていった（永田瑞「仏典にみる母性觀」⁽⁵⁾）。

女性が「産む性」としてのみ「尊重」されることと、まさにその産むこと自体に由来して不淨視されることとは、一見、全く相反するかのようにみえて、実は表裏一体の関係にある。両者はともに、自然的生殖を肯定する社会にあって、それを利用しつつ女性自身を観念的に従属的位置に押しとどめておくための重要なイデオロギーとして機能しているの

である。

2. 母性主義のおとし穴（日本一近代）

近代以降の日本の女性解放思想は、母性主義への傾斜を大きな特色とする。その背景には、

1.で明らかにした母性尊重の伝統があろう。ただし、その母性尊重とは、(イ)の「役割としての母性」と(ロ)の自然的生殖の尊重とがからみ合ったものだったのである。

日本女性史の創始者といわれる高群逸枝は、母性主義の代表的思想家の一人である。彼女は女性史研究を通じて、家父長制家族成立以前の女性像を明らかにした。しかし、そこで「大陽であった」女性として描き出されたもの多くは、(イ)でとり上げた、「役割としての母性」を先駆的に担うことにより「尊重」された支配層の女性、すなわち族母や国母であった。「はれてまじわる。この原始的な意をおいて他には、何の偉大な、また、高尚な定義も無益である」（『恋愛創生』）とあるように、高群はたしかに、(ロ)の自然的生殖の尊重をしつかりとみすえている。しかし彼女にあっては、それと(イ)の「役割としての母性」の歴史的形成とが自覺的に区別されていないのである。⁽⁶⁾

「役割としての母性」観は、明治以降、国家の側からさらに発展させられ組織的に国民に浸透していった（永原和子「女性統合と母性」⁽⁷⁾）。高群の母性主義は、この「役割としての母性」の強化を否定ししりぞける視座をもっていない。戦争中の「軍国の母」贊美に至る芽は、彼女の思想の内部に既に孕まれていたといわなければならない。

自然的生殖の尊重の上に、歴史的に形成されてきた「役割としての母性」観がわから難くおおいかぶさっている、という伝統の中に、現代の私たちも生きている。母性主義を女性解放思想として再生するためには、この両者をしっかりとみわけ、しかも、自然的生殖の尊重を（女性のみの神秘的力としてではなく）男女相互の共同性の土台としてとらえ直していく必要がある。

参考文献

- (1)(2)(5)(7) 脇田晴子編『母性を問う—歴史的変遷—』(上)(下)、人文書院、1985年
- (3)(4) 女性史総合研究会編『日本女性史』全5巻、東京大学出版会、1982年
- (6) 義江明子「高群逸枝の思想と家族婚姻史研究」『歴史評論』407、1984年

水子信仰をめぐって

—第三期女性解放運動の日本の特殊情況—

溝 口 明 代

70年代の女性解放運動の大きい柱は「性」の領域から見直した平等要求にある。したがって、社会的規範、役割をも含めた「性」の自主管理、選択は運動の骨子である。生殖メカニズムの科学上の解明、進歩による「中絶の許容」は国際社会に共通の要求テーマであり、運動の獲得した成果でもあった。

当然、各国とも既成宗教勢力との対決が生じたが、その結末が「水子信仰の創唱と儀礼の定着」という型で実態としては中絶を許容し、精神としては、既成の生産支配秩序、男根主義に回集された国は他に例を見ない。ここに、性、政治、宗教、男根イデオロギーと、それをささえる「日本女性」の特殊状況があるようと思われる。

I 宗教運動と女性解放運動

〔資料1〕は「中絶」に関連する年表である。そもそも、日露戦争下の西欧化（近代化）と富国強兵のための堕胎罪の制定（1903）から始まる。この时限においては快楽のための性は否定されていて、性=生殖であった。女は自己の意志（生むことを拒否できない）をはばまれていた結果、個人の性としてではなく、共同体（家、国家）集団の性として管理されていた。

このことは、自己存在としての女の身体が生理的な自然として存在していることであり、身体性を所有していないといえる。女性は、近代の自然観（人為的自然性）の下ではなく、人格（精神）とともに周縁にある。また、男性の身体性は、隠された記号存在であって、この法益は、胎児の生命、つまり精子に意味があり、国家権力（男性の集団エゴ）の文脈下に、男系の連続と尊重を意味していて、法そのものが、男根中心主義を表わしている。

ここにおいて、男女は、女—身体—自然—受容—周縁—前近代という文脈と、男—胎児—家—法（ノモス）—国家—主体—中心—近代という文脈の二項に振り分けられ、女性は二重規範の下に、差別的地位にあった。

ナチスのドイツ民族優性思想を受けて、立法化された「国民優生法」（1940）は堕胎罪の生理性を男根中心主義の立場から緩和する、「人為の強化」であり、母性（母体）保護は女を容体において男性集団エゴの強化存続のための資源の保護でしかなく、決して、女にとっての母体保護=優生保護法ではなかった。

戦後、食糧難解消のための必要として始まった、バースコントロールの代替手段としての中絶

の許容は（1948）あくまで、男性社会の男性経済上の「経済的理由」という緊急時の緩和救済法であって、それは、支配の側（男根主義）からの規制、秩序維持を意味している。「母性保護」も天賦人権論の文脈によるもので、日本の政治権力の伝統＝父権主義のわく組による（支配と保護）のための法であり、現行法も依然、この文脈上のものであって、女性は、自己の「権利の保障」された、個人＝主体の誕生を確立するにいたってはいらないといえる。

西欧の女性主体確立のための自然権として位置づけられた中絶法と、日本の法的的人格の無権利状態のもとで許容される「中絶」とは、その意味を異にする。本来、墮胎罪と優生保護法は、基本法（憲法）違反として、女性側は闘わねばならぬものであったのだ。

（しかし、女性側は、現状の法体系を「男性中心主義」として打つことなく、現行法の体系内の『男性の自我』に同一化した男女平等を受け入れた、「改悪阻止」運動となつた。）

この男根主義の手になる状況主義が、状況が変化（食えるようになった）したとき、「生長の家」というナショナルな、父権的、家族国家イデオロギーの宗教運動によって、ターゲットにされ、「優生保護改正」運動（1960）となって、表面化したのは当然であるといえる。一方、経済支配の側（国家）は若年労働力「金の卵」事件、主婦のパート進出、バースコントロールの浸透、公害や、学生労働者の争議、核家族化など、農村型経済構造から高度資本主義社会への転換をめざして、日本的に（前近代性＝イエイデオロギーの再利用）再編成せねばならぬため、この内的危機や（左翼）国際的変動（中米危機）を乗り切る手段として、ナショナルアイデンティティを強化する必要があった。この男根主義の防衛に、草の根保守（切り捨てられるべき、前近代主義者の集団）運動の集票力や、資金を利用する必要があった。これらの社会状況から、天皇制イデオロギーを内包する 宗教団体の活性化、組織化がなされ（英靈＝靖国の復活「ヒューマニズム」の強調、道徳の強化）子と共に「女性の生き方」の管理化と女の活力の支配側への組み込みが計画された。女は宗教運動活性化の目標に利用されたのである。

そして、「期待される家族像」と「優生保護法改廃期成同盟」による「改正試案」となり、国会に上提（'72.'73.'74）された。それを受けた女性側の運動により（'70）、女性主体の確立と既成のモラルや、価値観、国家権力による管理の否定が主張され、個人の選ぶ権利としてピル解禁、女性視点による科学開発、性教育（近代基盤）、産める社会の構築（ポストモダン）が試みられた。が、女性主体の側からの主張が法改正に至る前に、メキシコ宣言（'75）が出され、外から、この領域における平等と主権が「普遍的価値」となった。

また状況が変わったのである。そして、男根主義者の側は一步内側に向かって、拡散、深化した、母性（女性にとっても否定できぬ両義的な価値であり、男根主義者達にすれば母性を概念化して、絶体化することで、自己同一性を確立しようとする道具的記号である。つまり、実

体と觀念、超越せるもの、「宗教=国家=支配」との対局的且つ相即的なもの)が国策として重視され('77)家族が補強され('78)逸脱した性が規制される一方では、米国の政権状況、ファンタメンタリズム('81)と運動して、「脱児は生命であり、中絶は殺人である」とより本質的に、「生命」の意味付け=「父権」をめぐっての闘いが明確化された。

このころには単なる「生長の家」による運動のわくを越え、ナショナリスト、保守、男根主義者達の自己目的達成の一手段として(紀元節、年号、国旗、国歌、歴史、など一連のナショナルアイデンティティの確立運動の一環)の運動的位置づけが明確に打ち出された。('82)女達の自由平等権の確立要求という個的原理(近代主義)の文脈に立つ運動は〔資料3〕血の永統一支配権の永続の為に彼等の鏡像として位置付けられていた女性像や、集団エゴと一体化された男根主義者の深層心理を根幹から破壊するに致るものであって、抵抗を呼び起こすのも当然のことであった。

特に農耕文化=母起源の文化に根ざすナショナリズムは、政治としてのナショナリズムや、文化としてのナショナリズム以外に性のナショナリズムを根底にふまえている。即ち、性、生殖、生産、土地の共有(所有)を組織原理としており、母胎、大地、自然、豊穣、大地母神(天照大神)を基礎とする文化である。この場合には、母性は文化概念の中核にある。(勿論、実体概念ではなく觀念として、男性の精神の中核にある母で、実体的には、支配被支配の力関係によって、現実の母=女性像を規定する要因になる)したがって、今回のような、男根主義者の無意識者をゆさぶる変動には、逆に男性の精神的不安と動搖が組織され神聖母性主義強化に動くのは必然であった。

しかし、女性側の運動は母性認識においてずれ、実体論=女性観点や近代的解釈や、政治ナショナリズムへの批判や科学主義の立場に立っていて、性ナショナリズムと向き合う対論や女性主体の自立した、且つ、一環した実在認識の思想形成や理論構築を欠いていた。〔資料3〕それが、運動拡大と共に「中絶できれば」主義を生み、政治的法人格の獲得、文化文脈の組替えという理念をうすめた。そして、相手側が利用してくる二重規範下の「科学」(生物学な規定の神聖視、胎児や、水子靈の視覚による実証化など)のメディア化=この場合、メディアは男根主義の表象機能として働いている=に巻き込まれ、「胎児は生命」という意味が、女性の側にも定着してくる。その結果、「やむを得ぬ」とか、「悲しみの」とか「不条理」というようなモラル発言となった。しかし、これは、文脈としては男根主義と同一の基盤に立つものであり、単に、「例外」を認めさせるに帰着し、被支配、支配の関係に立つ構造を変えるには至るものではない。したがって、女の側にも、「不条理」を合理化して、社会秩序とのバランスの回復を求める手段を必要としたし、また、支配の側が「不条理」を自己陣営に取り込みたく

思うのも当然のことである。その結果、「非合理」の文化領域を社会的に表面化させた。

一方、行政当局は、実態的にこの10年間にさま変わりし、生命科学の発展に対処する必要が生まれた〔資料4〕。そこで生と対局にある「人為的な死」の決定を経済問題として、早急な解決を必要とした。この事は、結果的に生殖=生命概念をも変えざるを得ない（日本の科学は「技術」として定着してきたので、精神性と分離したまま抵抗なく行使できる）ものであるので、「政治と宗教とは別である」という一項をもって、宗教運動と、女性解放運動とを同時に切り捨て「生命論争」そのものを沈化させ、社会構造（経済支配権力構造）や性殖システム（家族や婚姻形態）の変動を規制し体制化を確立した上で、実体的に進行させる方策をとった。

しかし「天皇教」が近代性と習合された新宗教「生長の家」の宗教運動は、モラルの強調という19世紀型の宗教運動の影をひきつづっていて、議会を通して宗教勢力の拡大を意図する面を持っていたが、「生長の家」が堀り起した、深層の「非合理」の支配、「反近代」主義は、基層の日本型情念、靈魂とシャーマニズムに立つ古い支配原理（古代的、民俗宗教）の新たなるよみ変り、「水子教」を派生させた。

Ⅱ 水子信仰と女性

「中絶」問題の広まりと同時に「水子のたたり」のキャンペーンが激化した。個人の不幸は不充分な「水子供養」のせいにされ、社会的な病理現象は「水子靈が成仏せず、浮遊して罪障をもたらしているためで、原因は中絶行為に懲悔せず、水子靈を供養せぬ女のせいだ」とされた。

「生長の家」は具体的運動として、祝詞や儀礼を広め（5—A）右翼政治家は（5—B）佐藤総理を始め多数政治家を集めて、水子地蔵寺を建立し、「胎児惨殺公認法」と「女権拡張運動の鬼婆」により犠牲になった胎児を地蔵の力で救済するとして、供養儀礼をあみだし、碑を立てた。また、神社本庁に属する神宮は「靈しづめの祓い」を創設した。女性解放運動は、スケープゴートの位置に位置づけられ女達からは、懲悔一祈祷代運動資金が集められた。そして、水子靈が、新らしい慰靈産業としてうまいあることを立証した。その結果、シャーマンは水子靈の口よせを開始し、真言系の呪術的古宗教寺院は新たに、水子供養儀礼のシステムを祈祷に加え、心靈科学者（A—E）、超能力研究者（A—F）新々宗教（A—D）果ては、宗教評論家（A—H）まで現われた。その勢力は（A—G）女性解放運動の強弱と連動し、拡大浸透した。

石材企業は国内石像産地では地蔵や觀音像の需要を満たせないので、台湾、韓国に発注し、石像はそれらの国の主要輸出産業を形成した。また、「水子」企業は各寺院に「水子のまつり

方」というノウハウを商品にそえて各寺院に売り、商業シェアを拡大していった。景勝の地には観光水子寺が立ち旅行会社が関連し潤った。男側に発する原因を転化し、女からの金で女の首をしめる重層支配構造が形成された。この場合男性記号コードは陰にあり、二重規範を形成し、産業社会における「差別パターン」を形成補完したのである。

本来、伝統的水子供養は、社会入加儀礼（産声、三日、七日、成人式）以前の者への私的供養儀礼であり、死者供養の儀礼としてではなく、共同体員=女達の共同作業として祀られ、祭司を必要とするものではなかった。しかも「生む」ことは、収穫の豊穣を意味し、地神信仰の恵みのひとつであり、生命は、他の動植物共々に、死と再生の輪廻の宇宙觀のもとにあった。だから、神の配剤の不手ぎわとして神に返す（子がえし）と意味付けられ、返すこと（生贊としてさし出す）により豊かな収穫を祈願する儀礼であった。贖罪や、禊の意味ではなかった。しかし、近世封建制度の女性蔑視下に、商品經濟進行地方の支配体制側の人口増加要求により、すでに、支配道徳と一体化していた宗教者により『子殺し』が生まれ、『女の罪』が生まれ、規制の対象になることで、水子靈の慰靈、水子信仰儀礼は生まれた。しかし、'47年の迷信調査では「水子のたたり」は全国どの地方にも、いまだ一件も見えなかった。

現在の水子信仰は、「胎児生命の中絶による殺し」という意味の上にあり、宇宙的神觀念と社会的役割の意味付与を欠いた「科学実証主義」の絶対觀という「真理信仰」の文脈上にあり西歐的（近代的）靈魂觀に習合された「他界にとどまる」靈であり、そのため、祭司による祈祷を必要とする存在となった。

しかも「日本宗教」として習合されていた觀音（豊穣、慈悲、救済、無限抱擁の女神として習合されたものであり、母起源文明社会の中心的価値を現わすと共に、タブーと解放をもたらし、性の聖と穢の相即的対象である、また、祈願と贖罪の場として支配依持の象徴として設けられた。特に統治者による国家擁護のシンボルとして祀られ、秩序維持の道徳、神聖母性的神觀念の表象）と同一神觀念として觀音信仰に習合された民俗信仰としての地蔵信仰に贖罪祈願することで宗教的に男根思想、祖靈の支配原理（〇〇家の水子靈）下に祭司=統治=法（ダルマ）の文脈を通して心的に回収され、再度、女性主体は支配体制下に位置づけられた。その結果、法律の有効性は、慣習法によって打消され、法的人格の実存は空洞化した。これによって支配秩序は回復されたのである。

一方女性の心的状況は（資料6）のように、70%の者が必要と求め、34%の者が自分を信仰者と認め、10年前よりも10%、特に若い層の増加が著しく、半数以上が宗教行為を経験している。女性の70%（男60%以下（）内は男性数）が神仏に祈願すれば願いが成就すると思ふ90%（86%）が神罰を認め、90%（82%）の者が「運命」を肯定している。

そして76%（73%）が汎神的感覚を持ち、27%（15%）が占いを利用し、50%強（20%強）の者が靈魂や神など超自然的能力の存在を肯定している。また、変動を認め死の恐怖や不安を42%（35%）の者が抱き、57%（50%）が神仏に心のよりどころを求めている状況にある。必然的に、伝統を認め82%（77%）人間関係をよりどころとしていて88%（80%）家族の平和82%（79%）を願い科学より宗教28%（79%）優位に、科学によって幸福は得られないと77%（79%）の者が思っている。

このように、水子信仰＝秘術信仰は①差別、父権の支配と周縁的地位 ②性交の領域で決定の選択権が認められない、運命論の下にある。③女の行為を位置付けるコスモロジーがなく、シャーマンに合理化を求める。④治禁行為者と認識する。⑤所有している秩序の文脈（西欧、男根主義）がくずれ亀裂を生む。⑥不安と秩序の回復を求める。⑦抑圧の壁が動かず感傷的願望として解放を求める状況に生まれるが、「迷信」（現実と自己同一性の不一致が回収できない時に、自己同一性回収の手段となる）として否定することでは解消できない問題であり、女性の精神的土穂が生むものである。

水子信仰者の多くは、日常の枠組を維持することを第一とし、ロマンチストで、情動的、感傷的である一方、洞察力、客觀性、積極性、決断力、闘争心など男性原理とされる心的要因に欠けているといいう。（それ故に、中絶行為が発生するのだが）この状況は、強い力による内面からの堀り起こしによる収奪で、いつでも、いずれへも変容をとげることが懸念され、方向性を失った時には、女性解放運動もろとも大母神のところへ、死と再生を求めて、回帰することが予想される。

日本は無宗教国では決してなく、宗教秩序は大きく私達の心性を規制している。宗教運動団体による「優性保護法改正運動」は今現実の女性達がどのような状況にあるか、「改正」によってどうなるかは問題ではなく（この事が男根主義原理を証明している）ナショナルアイデンティの中に生命＝出自を組込ませることに第一義的目的があったと思われる。逆説的に見れば、ナショナルアイデンティの危機を現わしているからこそその運動であるともいえる。女性は心性を含めて、女性主体を男根中心主義、性的、文化的、政治的、ナショナリズムに、スケープゴートとして、利用されたといえるし、そのような周縁的存在と見なされているといえる。

鬼子母神は女性のエゴの象徴である。母胎起源の文明においては、心性のレベルでは、母が子を生み、支配する。再生は母子相姦による秩序破壊によって起きる。擬制としての父性原理は、根源において、母性原理を超越できず、独自な超越原理を設立することがむつかしいと言われる。硬直した、死せる秩序破壊は、鬼婆のエゴ＝息子を殺すというカオスを通り、老祖母（客觀）の知恵により新たな秩序を生むという。赤いざくろを持つ鬼子母神は、その事を表象して

いる。収奪された男性的自我の自己同一性である秩序としての觀音にひざまづくことをヒューマンな行為として贊美することは、男根主義の文脈からの見方であり、人々を死に導くものである。眞の生は、両性具有者としての女性主体の形成、「性」を主体的所有に置く。法と権利、秩序の再構築にあり、鬼子母神の側にあると思われる。

水子信仰を巡って 資料

(1) 宗教運動と女性解放運動小史

- / 1903 刑法墮胎罪の制定
- / 1940 国民優生法の制定
- / 1952 優生保護法改正現行法施行
- / 1960 「生長の家」改姓要求の請願書提出
- / 1961 ピル製品化される
- / 1965 母子保護法公布
- / 1968 優生保護法改正試案発表—優生保護法改廃期成同盟—佐藤、岸
「期待する家族像」答申発表
- / 1970 第一次 優生保護法改正運動—反対運動起きる
 - ・子供を持つ時期を選ぶ権利、母親となる権利を選ぶ権利の要求
 - ・子供が<母性愛>を媒介として<性道徳>および、女性の抑圧の手段としてある以上、宗教的な罪意識と結びついて性殖と性を結びつける反動的な性道徳を助長することになる。
 - ・権威主義的な神秘主義で、<新しい命>を神聖視することは子供を大切にすることとはちがう、資本の要請による出産増加、イエと性道徳の帝国主義的再編成にいたる。
- / 1972 国会提出 「経済的理由」の削除 「障害児と予測される時」「適性年齢における分娩の指導」
- / 1973 国会再上程「中ピ連」女の視点からの科学開発、産める社会を、性教育
- / 1974 審議未了廃案
- / 1975 メキシコ宣言 出産による不平等と差別の廢止、男女・社会の育児責任・子供の数・間隔の決定・情報・教育・手段をえる権利を
- / 1977 母性保健基本法案国会上程機運高まる
- / 1979 家庭基盤充実要綱
- / 1981 レーガン「生命の誕生は受精の瞬間から」
- / 1982 第二次優生保護法闘争墮胎反対派 「生命の尊重」が焦点に
- / 1982 生命の尊厳を訴え胎児の命を救う国民の集い 7.13
- / 1983 「生命尊重国會議員連盟」結成 「胎児は人間ではないのか」
- / 1984 「有害図書規制」少女雑誌廃刊自粛
- / 1985 新風営法施行

' 1981 日本を守る国民会議 歴史教科書問題

2. 「生命尊重国会議員連盟」結成趣旨

- ・ 優生保護法は精神革命だ 近代科学は超越者を解体し生命を管理し滅公奉私を助長し国土防衛精神を解体した。この敗戦後遺症一偽善と欺瞞を廃し王道の政治一良心の自由と人格の尊厳、道徳的形而上学的な意識にもとづく人権観念による精神革命一精神防衛が必要だ。
 - ・ 胎児は生命だ 堕胎は 殺人だ 2700万人の胎児虐殺だ。
 - ・ 母子一観世音菩薩だ 因果応報の罪を受ける 神の生命をけがす。
 - ・ 受胎とともに生命(靈魂)の始まりとする。
 - ・ 生命一靈魂一聖なるものであった一古来日本人の意識一母子合葬墓一胎内仏
 - ・ 母が作って殺す。供養をしない 無明の重罪だ 未生怨をうむ
 - ・ 未生怨には贖罪を一母の愛一観世音菩薩の愛にすがる 阿闍世コンプレックス
 - ・ 神意=女には羞恥心と恐怖を、男には弱者保護の力を与えた。中絶は秩序の解体だ。
 - ・ 妊娠と性と育児の分離は人間の生きる意味(神の神秘)を崩壊させる。
 - ・ 快楽一妊娠一子殺し一売春婦である 中絶者は良心の前に平伏さねばならぬ女だ。
 - ・ 性は自己だけのものではない 良き家庭の創造のためにある。
 - ・ 子供を作ることは男・女に生きる意味を作り苦しみに耐えさせる。
 - ・ 母になる、子を育てる女特有の喜びがある。
 - ・ 子どもへの愛は女を成長させる。
 - ・ 生命の創造は最高の文化的創造だ。
 - ・ 生命軽視 感受性の鈍麻 母性本能の稀薄化 生と死の家族共有の崩壊を憂う。
 - ・ 生老病死の産業化がすすむ 生命の心理的、精神的意味付を必要とする。
 - ・ 権利の過乗主張を廃止して生かされることの感謝へ。
 - ・ 種族維持本能の衰退、人間の物化現象一即ち母性本能の喪失
 - ・ 女による『価値観の多様化』は家族中心の国家秩序を衰退させる。
3. 反対派の趣旨「やむおえぬ中絶」だ「実社会の条件整備を」
- ・ 女の生き方を規定される 多様な生きかたに危機感を抱くからだ。
 - ・ 育てることも含めての生命の尊重だ。
 - ・ 女の産める社会情況が無ければ後めたくても不利だと判断すれば中絶する。
 - ・ 社会的にアンビバレンツな母性を不間にしている。
 - ・ 生命の始まりと終りは科学的に特定出来ない。人為的なものだ。
 - ・ 生まれようとする生命と人格を供えた生命とを合せ持った女性の肉体のもつ矛盾だ。
 - ・ 優生思想・生命操作問題とを不間にした生命尊重は疑問だ。
 - ・ モラルと法律は分けて考えるべきだ。
 - ・ 産まぬ自由しか持って居ない差異ある女を法で縛ることとモラルとは別だ。
 - ・ 宗教とモラルとイデオロギーがいっしょになっている。
 - ・ 相手は日本民族のための生命の尊重であり個人のための生命の尊重では無い。
 - ・ 生命尊重とはすべての生き物の生命を奪うなというべきだ一人間の存在の否定だ。

- ・水子地蔵 罪悪感を植えつける 供養を非難することはない。役にたってくれたものへの痛と感謝から命をいとおしむ気持ちからそうした信仰を持ったのだ。
- ・中絶しても平氣である女は居ない。水子は後めたさにつけてくる商売だ。
- ・中絶行為は可哀想なことをした 心の傷は癒えない 安心をもとめるものだ。
- ・都市化・孤独・不安・情報の氾濫・生の拡充を求めて 性と労働の不一致
- ・共同体の解体、主体の不確立・性における人権感覚の不足・社会問題だ。
- ・独立できない胎児を生命ある人間とは認められない。
- ・国家によって生命が左右されることは間違いだ。まして「優生思想」など。墮胎規制は常に人口規制からきた。宗教は方便だ。
- ・墮胎禁止・罪悪思想はキリスト教思想の導入だ 生と生殖の直結だ
- ・宗教政治研究会は仏所護念会、統一協会、世界救世教、神社本庁、生長の家で「正憲法制定」をめざしている。
- ・自主憲法期成同盟は中曾根・岸 神社本庁・生長の家・日本遺族会・日本郷友会・友会・国際勝共連合による。
- ・8.2.5.4 「生長の家」における中曾根演説 藤島宇内による。

「憲法改訂の必要時だ。日本の伝統の本質に帰る（神仏に手を合せる＝自民党＝日本の力であり本質だ。集団に対する忠誠心と人智靈信心をもって恥を知ること）にあるこの行革は教育・福祉をけづって軍備拡大することにある」という。行政権力の圧迫、議会の抑圧、ファッショ体制をつくり、国民主権を否定する体制を作るためだ。

- ・女も日常の現実しか視野にない反対ではなく想像力で本質を。
- ・女の性の自己管理と経済的独立権の獲得が「個人の誕生」になる。
- ・男の性の自律と生活・会社からの独立が「個人の誕生」になる。

4. 生命と倫理に関する懇談 5.8.9 厚生省医務局

- ・脳死の倫理規定 医者と患者、または専門医の判断が法律を作る。
- ・コンセンサスを得るについて。情緒的である国民性はどうするか。
- ・人間の位置付けの問題だ。日本のデモクラシーの思想で自由意思の領分を残して決めれば。宗教と生命の問題を検討したら。生類の生命か、人類としての生命か。人類生存の為の経済価値体系か、社会的市場経済価値体系か。多産長命は検討のとき、科学と倫理の問題だ・生死の判定基準を決めるべきだ・法と倫理観と暮らしの問題との関係は？・生命・死・道徳を固定化出来ない 法基準が不適合だ 構造的に分解をすべきだ 遺伝子DNAの問題・遺伝病の発見と中絶？男（85%）女（100%）の産みわけと中絶その基準は。医者の管理で万全か。個と集団の問題は。・脳死と出産と遺産相続・死の判定に及ぶ・死産には相続権はない・脳死の死体と胎児の生命 受精卵の冷凍保存と子の親権 生命の根源は頭か心臓か・人工受精に誓約書を。体外受精は摘出子に・基準は不妊の治療？医療障害は？五つ子は医療障害だ。不妊の治療であるから夫婦以外のものはしない。家族制度の変動と人工受精？配偶者のない女と人工受精・家族の意味・父親と子の意味・子の認知は？特別養子制度は？親子と血液型判定？出産のコントロールも必要だ。自然淘汰のバランスが崩れる。宗教関係は？無宗教だから運動に歯止めがきか

ない。「身体髪膚父母に受く」という考え方であるので。

5. 水子宗教寺院および水子の研究者

a 生長の家…『理想世界』 そのた

「流産児の供養」の儀礼 「流産児を祝つる祝詞」

b 紫雲山地蔵寺…『水子地蔵寺靈験』 橋本徹馬 埼玉県秩父郡小鹿野町

創立発願の動機—靈界の遊靈魂を救う必要がある 国家的重大問題だ

世の乱れは中絶した親や、保育所に預けた親の子が原因。靈界を無視した「愛無き科学の時代」の欠陥である事をしれ。(‘71頃—現在)胎児惨殺公認法廃止が困難であるので 罪障消滅の為に地蔵寺建立 佐藤首相、後援をし落慶式に出席する

‘71. 9 建立 一万体以上の地蔵像 地蔵寺建立碑「惨殺された胎児の供養」

ウーマン・リブの諸君へー「胎児を産む産まぬは女の自由が女権拡張と思うであろうが鬼婆の役目をしている。母の座の權威低下をもたらす。女は胎児を守る責任を果すべきだ。経世のために優生保護法の廃止を求めよ 女性は懺悔をして、地蔵尊を祀り供養するべきだ 戸籍(父)違うときは別に。般若心経を書写せよ 一日100円を供える 秩父靈地地蔵和讃—水子供養の歌

c 総産土神石楯尾神社…『水子靈を救う道』 浜野寿雄 神奈川県津久井郡藤野

この世は靈界の鏡だ。経世は靈界から。靈界の乱れの原因である水子を救え。

不祥事は優生保護法施行以来増加した依靈による。靈開きの祭りにより浄化して月に送る。宇宙大生命(天照大神)一神ながらのみち一が人として産まれさす靈魂を産土神にあづけ、母親の産腹に吹込む、これが子宝だ。死ねば産土神の審判を受けて清められ靈界に送られて再生する。靈肉分離が死であるが怨靈になった水子はこの世で迷う。産土神の力で救う。罪消のために祭祀をせよ。報恩反始の人は開運する。

‘74. 8 開始 ‘48. 11 に祖靈社をたて葬儀もする。

d 阿含宗(桐山密教)一桐山靖雄 密教サイエンス

宮長桐山の超能力により祖先の不成仏靈や水子を供養し惡因縁を切る。

e 『水子靈供養』…杉浦岱典 心靈科学の靈能者 ‘80.12

優生保護法・性別判定法により、胎児を惨殺することが平気になった。胎児の生命は母の者では無く胎児のものだ。賽の河原で迷っている靈を地蔵尊の力で靈界へおくつてもらう必要がある。水子供養の仕方の指導

f 『水子靈の秘密』…中岡俊哉 日本超能力研究会主催 超常現象研究家

‘60頃テレビ・週刊誌で水子靈の話をした。當時水子供養寺は十となかった。水子靈の靈障について医師や宗教家からも反対意見が有った。いま(‘80)二千寺以上ある。専門の新寺もできた。5000万体の水子のために合掌し罪障消滅を。人に靈がある。死ねば幽界から靈界に移る、殺された水子は幽界にいる。地獄に落ちるは殺したものである。

○水子寺建立供養開始の時 100寺の統計

年	~45	~70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	不明
数	23	5	2	7	1	1	1	5	15	15	7	5	5	11~

g 『水子の祟りは恐くない』…菅田正昭 宗教評論家

靈魂は何時体内に入るのか一定ではないが靈なるものをむやみに殺してはならぬ。水子供養は新種の慰靈産業だ。不安感を抱く人に付込む金儲け。マスコミがその水子ブームを支えるのは墮胎天国であるせいだ一原因是優生保護法・「経済的理由」はこじつけ 水子は医者と安易な女の考えが作る。性教育・性風俗の間違が原因。社会福祉の貧困をよそに法改正しても減少しない。社会・科学の胎治への介入は社会による子の改造 合法的抹殺を呼び込む。水子の靈に戒名を付けるのは間違い。水子も祖靈と考えよ。靈を にあづけたときに祖靈になる。供養とともに自分の靈を磨け。「大宇宙の自然」の中で他者に生かされ偉大なる力の御蔭で生きているということを知れ。そして、そうできることに感謝していく生活を実行することが供養である。

6. 大衆の宗教意識

日本の信俗 迷信調査協議会 昭和21.11.8

昭和22年第一回

*お化けがいるか

	大学	中学	小学	なし	都市	農村	漁村
いる	1.3	1.4	4.1	6.4	1.5	3.3	5.7
わからない	5.6	12.9	23.5	25.1	13.7	22.8	22.5
いない	93.1	85.7	72.4	68.5	84.8	76.1	71.8

*幽霊がいるか

	大学	中学	小学	なし	都市	農村	漁村
いる	3.1	4.3	6.4	11.5	4.4	4.5	5.8
わからない	11.4	15.2	23.9	24.0	16.6	23.8	2.1
いない	85.5	80.5	65.7	64.5	79.0	71.7	73.0

昭和25年第二回 全国総括

	支持者率	否定者率	性別支持者	
			男	女
死後の魂の存在	22.49	44.56	38.13	40.08
付き物	17.58	17.58	57.10	16.41
祟り	15.52	47.25	40.31	45.45
祈祷まじない	6.43	46.96	41.27	45.84
化者幽霊	2.04	+2.64	82.82	2.13
				1.91

7. NHK世論調査部「現代日本人の意識構造」(1983年)のデーター <省略>

<6月8日講演要旨>

日本文学におけるフェミニズム批評の将来

千種・キムラ・スチーブン

日本文学の分野では、フェミニズムに立脚した研究は未だ限られているが、フェミニズム文学批評を学として確立していくことも運動の一環として必要である。

では学として確立していくにはどうすればいいかと言えば、やはり海外の業績を参考にするのが効果的ではないかと思うので、それを簡単にまとめておくと次の様になる。

I) 埋もれていた過去の作品の発見とその評価

II) 古典の読み直し

　　一 男性作家の作品について

　　一 女性作家の作品について

III) 現代作家の作品の批評

IV) 新たな文学史の編纂

この内、日本では(I)をのぞけば(IV)がほとんどであり、しかもそこにはフェミニズム批評の発展を阻みかねない点が幾つかある。例えば、批評研究の対象とされている作家は文壇で人気のある女性作家に限られ、作品の選択も男性的価値観の單なる裏返しに過ぎないと思われるものが大半を占めている。また「女流文学と意識変革の主題」という風に、女流というレッテルも無神経に用いられ続けている。この内、特に「女流文学」という枠は、そもそも女の文学を本来の文学とは異質の流れとして捉え、そして区別する役割を持つものである。それは男流という表現が存在しないことを考えれば判然する。男にとって、男の文学イコール文学なのである。そして彼等は女の作品は総て十把一からげに女流という枠でひっくくり、自分達の文学より一段低いものとして位置付けるのである。また、彼等の觀念では、女流文学とはあくまでも性や男と女の事を書いたものというわけで、それに該当しない作品は無視してきた。

レッテルは価値観につながることを私達は忘れるべきではない。女流という発想に立つ限り、女の研究者も既成の読み、即ち男の読みに引きずられる危険性は大きいのである。事実「現代女流作家論」という題の本を出した与那覇恵子氏は、その本の中で三枝和子の小説「江口の里」に対してこう述べている。

この作品の最後の部分には、江口水駅の葦原で一人の少女が数人の少年に強姦されて死んでいく場面が挿入されている。「獸のように悲しい」少年たちの欲望と、それを受け入れて死んでいった少女。少女には『娼婦性』を生ききった女の姿が象徴的に表されている。そこに

はまた……永遠に繋がってゆく女の『性』のありようも示されている。

これは完全なレイプ擁護論であり、しかもレイプされて死ぬことが、女性本来の有るべき姿であるかの如く賛美されていて、男の価値観と変わる所がない。

以上の如き点を考慮すれば、私は「女流文学」というレッテルを拒否する事こそフェミニズムの批評の基本条件であると考えるのである。（代わりに、「現代作家論：津島・三枝……」というのはどうか）更に作品を読む場合には、女としての実感を大切にすると同時に、歴史や社会学その他広い分野でのフェミニズム研究を通して自己のフェミニズム的視点を確かなものにしておく事が必要である。また、実際に作品を読んでいく過程では、作中の総ての要素を考慮しながら一語一語丁寧に迫っていき、その上で作者の意図を汲み取るという総合的な作業が要求される。従来は主人公の言動にのみ焦点をあてた読みがおおかたが、それはディコンストラクションでも言われている様に恣意的な読みに陥る危険性を持っている。そして作品を論ずる際には、男女関係や生理的次元の事だけを取り上げるのではなく、作中に含まれる社会問題や政治への問い合わせまでもおさえて論じるべきである。これは女性作家は男女関係と生理的次元の事しか描けないという偏見を打破していくためにも、また女の文学の豊かさを守り育てる為にも重要な作業である。その他には、従来の研究では扱われない作家や作品、例えば田辺聖子や民主文学系の作家、それに漫画、テレビドラマ等も批評の対象として積極的に取り上げる必要があろう。

さて、既成の文学感を変えるというフェミニズム批評の目的達成のためには、やはり上記(Ⅲ)や(Ⅳ)の仕事も欠かせない。特に男性の意識を変革するには、ミレットが「性の政治学」でやった様に男中心の価値観を謳歌した作品を批判していかねばならないし、同時に男の価値観に批判的な男性作家は積極的に評価していく必要がある。この意味で、駒尺喜美氏の「魔女の論理」や「魔女の文学論」等は、一般の人々に対して大きな教育効果を持っていると思う。なお最近では日本のフェミニスの間ではミレットや駒尺氏の著作に対し否定的な発言もあるが、しかし男の価値観を謳歌する作家も多い上、批評家は批評家でそれが普遍的な真理の表明であるかの如く賛美して憚らない現状では、女の視点を明確に打ち出すことは必要不可欠である。但し、文学の専門家を対象にした論文では、ジュディス・フェタリーが「抵抗する読者で示した様な精密な読み、即ち小説の構造自体がいかに女性読者が男の登場人物の立場に同化する様に仕組まれているか等といった点まで含めて論じ、言葉も専門用語で書けば一層の説得力があろう。

論文の書き方としては、上記よりももっと包括的なアプローチ、即ち作家や批評家の男中心の価値観を批判することはするが、同時に他の主要なテーマの解明やイメージャリーの使われ方等も分析し作品の総合的理解を深めようとする試みもある。これは旧来の男性批評家の読みが作品の現実を無視する傾向が強かった事に対する批判の意味を持ち、また同時に、男は理知的で客観的

であるが女は感情的で主観的だという通念を修正しようとするもので、文体や構成も理知的で客観的なことを旨とする。有精堂の日本文学研究叢書「夏目漱石 III」にある私の論文は、そういう見地から書いたものである。

さて作品の読み直しという作業では、無論女性作家の作品も取り上げねばならぬが、その選択方法等は現代作家の場合と同じである。論文の書き方としては、包括的アプローチが有効であろう。また女性作家のゲットウー化を解消していく為に、男性作家との比較研究も積極的にやっていく必要がある。実際男性作家と比較した方が真価がはっきりする作家の方が多いのである。その他、或る時代の女と男の作家の作品を比較検討すれば、社会的、政治的、経済的な変革に対する女と男の反応の相違が浮彫りにされてくる筈である。

以上の様な研究を続けていけば、いずれ女と男の作家を包括した文学史を書く事も可能になるであろう。女の作家も多くの秀作を生みだしてきた以上、現在の男ばかりを扱った文学史は歪であり、総合的な文学史が是非要る。勿論それとは別に、女性作家の伝統を知り、また後世にそれを伝える為には、女性作家の文学史も必要であるが、これは既に宮本百合子が「婦人と文学」という優れた仕事を残しているので、それを生かしていくべきであろう。なお百合子は近代だけを対象にしているが、古代まで遡った文学史を書くならば、古代には紫式部を始め多くの天才がいたけれども、中世以後の封建社会では女性の文学活動が停滞してしまっていることがはっきりするはずだ。周知の通り封建時代は男の時代であった。とすれば、男の時代には女の才能は開花出来ないという事を、私達は文学史によって証明することが出来ることになる。これは私達にとって、また世界史の女性にとっても意義深いことではなかろうか。

以上

<分科会A>

性教育の立場からみた世界の女たち

北 沢 杏 子

◆スウェーデンでは……

スウェーデンで性教育の必要性が叫ばれたのは19世紀の終りごろ。性知識の欠如による未婚女性たちの『望まない妊娠と出産』を防ぐ目的からだった。女医、助産婦を中心としたこの運動は、1905年には国会に上程されるまでになり、女性解放運動の第一歩となつた。

1945年、性教育はついに学校教育の中に義務づけられたが、二つの禁欲的な宗教団体によ

って妨害された。そして1954年、国会で可決され翌55年から、学校教育の中に義務づけられ今日に至っている。以来、夫も取れる育児休暇、より簡素化された離婚法、中絶の健保扱い、離婚後の両親が獲得した親権の平等……など、この国では、女性にとって好ましい法改正が着々行われてきた。

宗教はカトリックが5%、あとはプロテstantで若者のほとんどが無宗教。性教育にとってよい社会条件が揃っていた。現在は移民労働者が総人口の10%を占め、宗教、カルチャーの差が社会問題化しつつある。パルメ首相暗殺事件は、全国民にショックを与えた。

◆西ドイツでは……

同じ西ドイツでも、北部と南部では大きな差がある。南のミュンヘンでは、北に遅れて1980年に、性教育が義務づけられる州法が可決されたが、それに反対する宗教団体が、教育省の建物の前で、毎週金曜日の朝、ローソクをともして性教育反対の祈祷を続けている。

1979年、中絶は条件つき自由となったが、手術を行う医師はその思想信条によって拒否できるため、法的制限の12週を過ぎてしまい、オランダに手術にいく女性もあとを絶たない。

西ベルリンには、フェミニストによるクリニックがあり、吸引法を用いる初期中絶を行っている。『悲しいけれど必要なこと』として中絶する女性を励ますための、さまざまな配慮がなされていることに感動した。

◆イタリアでは……

ローマ（バチカン）に近づけば近づくほど性はタブー視されており、性教育は全くなされていない。女子学生さえ、中絶はもちろん、避妊も罪悪と考えている。宗教の時間が義務づけられており、罪悪感が刷りこまれているため、中絶後の心身症も多いという。

離婚、中絶の自由は、1976年と78年に可決されたものの、キリスト教民主同盟政権になってから禁止法が上程され、国民投票に持ちこまれて1980年、勝ちとった。とはいえ、条件つき自由であることとは西ドイツと同じだ。

シチリア（島）では、UDI（イタリア女性ユニオン）の本部をたずねた。パルチザン以来の女性運動家もあり、年齢層の厚さ、思想性、意識の高さ、イタリア人特有の陽気さに圧倒されっぱなしだった。カトリックのおひざもとでの、離婚と中絶の自由を斗いとった女たちのパワーは、私たちの比ではないと感じた。

◆フィリピン、メキシコでは……

第三世界の女たちは、性教育を受ける機会をもっていない。カトリック信徒が90%を占めるフィリピンでは、中絶は非合法で、日本の企業が進出しているバターフ特別輸出加工区のマリベレスの河口には、胎児の死体が浮いているという。

買春ツアーの落し子たちがいる乳児院も取材した。政府の鑑札をもった接客女性は、マニラだけでも2万人といわれていたが、アキノ政権になってから、どう変わっただろうか。

メキシコシティでは、保健所で避妊の講座を受けている女たちと会ったが、アメリカで発売禁止になった副作用の強いピルが出回っており、女たちの不安は大きい。

◇アメリカでは……

十代の妊娠と出産が社会問題になっている。毎年110万件の十代の妊娠が起り、 $\frac{1}{2}$ の55万人が産んでいる。中絶せずに産む少女たちは、非白人系が圧倒的に多く、宗教的背景、両親の失業、薬物、アルコール症など、複雑な条件がからみあって、十代の母親を出現させている。

私が取材したニューヘブンの公立妊娠学級は、1966年、全国に先がけて開設された。保育室つき公立学校、放課後妊娠学級、母親学級など、十代の母親の学業放棄を防ごうと教育行政は、その対策に追われている。

だが、レーガン大統領の出現と共に復活したモラル・マジョリティは、性教育禁止、中絶の禁止、純潔法の上程と、十代の性に圧力をかけてきた。現に、保育室つき公立学校の予算が削減され、赤ん坊のランチは小さくなってしまったし、母子手当も減らされている。

◇中国・韓国・日本では……

儒教の影響を受けていいるという意味で、この三つの国には共通した男性優位の価値観が女の中にも刷りこまれている。家を相続する男子が欲しい一という価値観である。

10億の人口をかかる中国では、1979年から子供は一人と、厳重な規制を開始。子供を一人産んだ後の永久避妊を行った夫婦には、住宅、税金他の優遇も行ってきた。だが、農村地帯に行くと、男の赤ん坊ばかり生まれているという不可解な現象が起っている。

韓国でも1980年から、子供は二人までという行政指導が行われており、避妊具の無料配布、永久避妊夫婦への住宅、税金の優遇も行われている。

さて、日本の十代の中絶は年々増加を続け、野放しの性産業は、これに拍車をかけている。女子中、高校生の妊娠、中絶が発覚すれば、自主退学という名の退学処分がふつうだから、中絶体験を生徒同士の討論の素材にすることもできず、大人になってからも隠し続ける。

こうして中絶は、口外できないものとなり、ある宗教団体を母体とする国会議員らによって、優生保護法改正（改悪）案国会上程にまで持っていくかってしまった。

最近の『男女産むわけ』のニュースの空想しさ。これを放置するなら『長男が欲しい』儒教的、家父長的価値観がまだまだ根強い日本は、中国の農村にみるように男子だけが異常に多い国となり、核戦争につながっていくだろう。

◇分科会「性とフェミニズム」を司会して

今回は、研究発表希望者が7名いたが、会場が3室しかとれなかったため、それぞれのテーマの似通ったものをあわせ、それぞれのテーマの似通ったものをあわせ、3分科会とした（幹事会で決定）。

私の分科会は、「性とフェミニズム」。発表者とテーマは次の通り。

北沢杏子 『性教育の立場からみた世界の女たち』（スライドを使って）

中村恭子 『女性の割礼について』

大村芳昭 『内縁からみた婚姻—新しい結婚のあり方を考える—』

「女の割礼」については、私自身も関心のあることだったし、幸いアフリカ事情にくわしい田川建三氏が総会に出ていたので、特別にお願いして、中村恭子氏の発表のあと、10分ばかり解説して頂くことにした。

彼の発言は、会場に大きな衝撃を与えた。私が受け取った彼の話の概要は、つぎのようなものである。

「被植民地として搾取され続けたアフリカの人々は、弾圧下の独立運動の中で、民族の絆の象徴として進んで割礼を受けたという歴史がある。いま、女性たちの間で、その悪習を払拭しようという運動が進められ効果も上っている。だから、われわれ第三者がそれを批判することはできない。」

「発表者も、キクユ族といっていたが、なぜキクユ人といわないのだ？ そのような認識がアパルトヘイトの南アで、日本が行っている経済搾取につながっているのだ」

私は、日本女性学会の総会、分科会の度に、とくに質の高い研究発表を聞くと、非常に知的刺激を受けて嬉しい気分になるのだが、今回も、中村恭子氏の発表と田川建三氏の意見を興味深くきいた。

中村氏の発表だけでも、田川氏の報告だけでもつまらなかったと思う。双方の話をきくことによって起こる心理的葛藤に意味がある。

数日後、中村さんから手紙が届いた。その一部を引用すると、

「あの昼休み、田川さんとアフリカの問題を話し始め、今、割礼に触れるこの是非を論じているうちに発表の時間になってしまったのです。直前のことでの対応できぬうちに発表していましたが、まさか人種差別的経済大国意識と結びつけられるとは思いませんでした。ショックでした」

しかし、中村さんはこのショックから立ち直って、もっと視野の広い研究を続けられるのではないかと期待している。

私の発表も、「世界数カ国の性教育と中絶事情」だったわけだが、宗教の問題が大きくからん

でいるだけに、時間があったらその専門家である田川氏から解説と反論を頂きたかったと残念に思ったことだった。

◆苦言と提案と希望（今後の研究発表のために）

時間に関連してのことだが、今後の総会、分科会の運営についての希望と提案を書いてみたい。

まず、2時間で3人の研究発表とフロアとの意見交換というのは、時間的に短かすぎ、発表者にもフロアの人々にも不満が残った。また、午前中の研究発表の10時から12時までの予定が25分も延長になり、そのあと昼食、1時から分科会というのは無理で結局、分科会場に人々が集って開始したのは1時25分であった。

あとに分科会がある場合は、午前中の発表の司会者は、終りの時間を厳守すべきだと思う。分科会の発表と司会をかねた私は、昼食をとる時間もなく、一人で会場作りや受付の手配その他をやらざるを得なかった。

分科会の発表者は、責任をもって会場の設営するべきで、今後はこの旨を徹底しなければならないと思う。また、発表者のレベルにばらつきがありすぎる所以事前にレジュメを提出してもらい、実行委員会が審査する方法をとることを、今後の課題として提案したい。

女性の「割礼」について

中村恭子

女性のいわゆる「割礼」について私に大きな関心と疑問を抱くきっかけを与えてくれたのは、ナワル・エル・サーダウイ（Nawal el Saadawi）というエジプト人女医＝作家の著作であった。それは『イヴの隠された顔』⁽¹⁾と題され、アラブ社会の女性差別の歴史と現状を論じた著書である。

今日、世界の男性の $\frac{1}{7}$ に行われている割礼については、一般によく知られている。古代エジプトのミイラ、墓所のレリーフ、或いは、『聖書』、ヘロドトスの『歴史』を通じ、その古代以来の慣習が裏づけられる。しかし、いかなる文化においても、性は古来謎と神秘に包まれ、不明の領域に在り、また、政治と宗教の中に組みこまれ、複雑な様相を呈することが多い。従って、アウトサイダーにとっては窺いえぬ、タブーに囲まれた問題領域なのである。

女子のいわゆる「割礼」について、私はそれ迄ほんとど知らなかった。ナワル・エル・サーダウイは、「女と性」という、いまだにタブーとされている問題を、長年の研究と体験に基づいて、

アラブ社会の内部告発の声として、彼女の著作に次々と取り上げている。このために厚生省の保健教育課長の職を奪われるが、彼女の著作活動には拍車がかかる結果を招いた。

これをきっかけに、私はその後、アメリカ人女性の手になる『ハスキン・レポート』⁽²⁾、その他人類学、衛生学関係資料などによって、次第に実態を知り、経過報告の積りで今回の発表を準備した。民族的、文化的アイデンティティに関わる、大変複雑な問題にアウトサイダーが発言することを私は長い間ためらっていた。しかし、昨年エチオピアに救援活動に行き、帰国した人の話が私に何らかの行動への踏切りをつけさせた。私を動かしたのは、私の専攻領域である比較宗教学の研究への興味ではなく、むしろ、女同志の連帯感と、何か私のできることによって、困難な道を歩いている同性を支援できないか、という想いであった。それが経済大国の人間の思い上りという批判があれば、私はそれに甘んずる積りである。今日の新植民地主義と呼ばれる北の南に対する経済搾取構造の舌毒に対し、私達は絶えず抗議してゆかなければならぬが、一方で、私が今すぐできることも進めたいと願うからである。

割礼の性差

男性の割礼とは、ペニスの亀頭を蔽っている包皮を切除することを意味する。近年、割礼は癌の発生を予防するという理由で、欧米では、ユダヤ教徒のみならずキリスト教徒の新生児にも割礼を施す病院が多かったが、最近、この説は根拠が薄いと言われている。これに対し、約7,400万人以上に施されている女子の「割礼」は、男子のそれに比べ、異質の多様な手術を含むので、「割礼」という同じ語を用いるべきではないと思われる。「割礼」という語にふさわしいのは、次にあげる三手術型の最初の型のみである。

1. クリトリスの先端と包皮切除。これはもっとも軽度な手術で、イスラム圏では「慣行」と呼ばれるが、実施例はもっとも少い。
2. クリトリス全体と小陰唇の一部または全体切除。
3. (2)の手術後、大陰唇を一部切除、または薄くそぎ、陰唇結紮手術を行う。すなわち、外陰の両側をガットで縫合したり針で止め、尿や終血のため小穴を残し、傷口が治るまで両脚を縛って寝かせておく。「ファラオ式割礼」とも呼ばれる。

以上が大別した三つの型で、現実には施術者と少女の親族の要望によって、上の三型の中間に位置する多種多様な手術も行われていると考えられる。これらすべての総称としては、表皮切除を意味する「割礼」よりは、「外性器切除」という語がより適切だと考えられる。

起原と歴史

割礼は最古の原始人には見られない。その起原は確定できないが、狩猟文化の所産ではないかと考えられる。また、割礼は单一村落民には見られず、村落連合体ができ、社会組織が複雑化し

た部族に認められる、と指摘されている。従って、割礼は社会のある発展段階において発生し、宗教的社会的に共同体の一員と成るためのイニシエイション儀礼中で大きな役割を演じた。しかし、男性割礼のみを行う人々が多く、成人式と成女式の両イニシエイション儀礼を持ち、男女に割礼が施される例は少數で、女性のそれはイニシエイションとは必ずしも結びつかない。

私は、イニシエイションとは、原初、女性が独占していた生みの力、聖なる力の秘密を、ある時点では男性が握り、男性優越、母からの自立を示威するために営んだ秘儀ではなかったかと考える。その性質上、女子供は当然排除され、共同体の成員としては認められない。

古代エジプトが割礼の発祥地とされ、女性のもっとも重度な陰唇結紮例がファラオ式割礼と呼ばれているが、その例証はきわめて少い。これは女子「割礼」の起原を遡らせ、古来の習慣にしようと意図しているのではないかと思われる。当初、上流、特に神や王に仕える祭司と戦士が行っていたと思われ、身体を清潔に保つためではなかったかと言われる。割礼をアラビヤ語で「清浄化」と言うことも、心身の衛生に良いとする信仰も、同じ考えに起因する。

ユダヤ教徒の父親が生後八日目の男児に割礼を施すことは、宗教的義務である。それは、当初、部族の結始と共同生活へのイニシエイションであったが、後に、アブラハム時代に遡る、神とイスラエルの民の間の契約の印と解釈された。それは犠牲の儀禮で、自分の血にまみれた、もっとも重要な体の一部を捧げることによって神との契約に押印する、と考えられている。男性にしか宗教的人格を認めない家父長制社会において、割礼の神学的意味づけが強まれば強まるほど、女子は割礼と無縁である。キリスト教徒は割礼義務を排除し、靈による心の割礼の優位が説かれた。それでも拘わらず、エジプトのコプト教徒やエチオピアのキリスト教徒などは、社会慣習として男女とも割礼を行い、ローマ・カトリック教会は止むを得ずこれを容認した。

イスラム教徒間では、ユダヤ教徒に倣い、男子割礼は全般的に行われ、女子のそれは、赤道下アフリカ、湾岸諸国、東南アジアのイスラム教徒に見られる。男子の割礼は予言者ムハンマドに倣う「慣習」、従って、それは宗教的義務ではなく、勧められる行為である。女子の「割礼」は、「^{スンナ}慣習」ではなくて「^{マクルマ}善行」にすぎないのだが、後に最軽度の手術を「スンナ」と称するに至った。この風習はイスラム教の中心国サウジ・アラビヤなどでは行われていない。

女子割礼は男子割礼より遅く生まれ、さほど全般的に行われず、宗教性は薄かった。しかし、家父長制社会を維持するために必要な一夫一妻制、一夫多妻制が行われると、男性の独占欲を満し、女性の性欲を抑える手段として、女子割礼、結紮などが行われた。中世的宗教的女性観、即ち女身はけがれ、淫らで放置すれば貞潔を守ることができないという考えが生きている社会では、女子割礼は強い社会規制によって行われている。さらに、アフリカの独立運動において、割礼は民族的文化的アイデンティティとして意味づけされた、という歴史を持っている。しかし、これ

も男性中心主義的伝統美化に他ならない。女の心身の苦痛は顧慮されないのである。

現状と問題点

すでに指摘したように、「割礼」という同一語によって、男女双方の手術が語られていることをまず問題があると思われる。男子の場合は、これによって死んだり、体に悪影響が及ぶことはほとんど無いようである。ところが、女子のそれは、性感の集中しているクリトリス切除によって、女性の性感を奪い、外性器切除は手術ミス、出血多量、破傷風、敗血症で死ぬことが多いと伝えられている。手術が成功しても、後遺症が残る場合が多く、陰門結紮された場合には、結婚、出産、離婚、死別などの度に、切開、縫合を繰返し、一生に十度以上する人もあると言われている。国作りにもっとも成功していると思われるケニアの場合でも、平均寿命は男子58～60歳に対し、女子は55歳である。高い幼児死亡率と、本来長寿であるべき女性が男性より早死にする事実は、外性器切除手術と無関係だとは思われない。しかし、アフリカ諸国の統計資料はほとんど得られないでの、結論し難い。

WHO(『世界の健康』1979年5月号)は女性の割礼は有害で、基本的人権の侵害であることを認めた。また、割礼を民族のアイデンティティとして掲揚したケニヤッタ大統領の後任者、ケニアのモイ大統領は、女性の割礼／外性器切除を禁止する政令を発した(1983年)。

しかし、廃絶への歩みは容易ではない。女性自身の心理的・社会的抵抗を除くためにはまず、女性自身が自分の体について正しい知識を持つことが必要である。性教育、衛生保健教育の振興が求められる。さらに、性差別的、女性蔑視思想の改変に立向わねばならない。我国の現状を顧みれば、これが言うに易く、行い難いことは明かである。一方、教育と雇用の機会均等によって、女性の経済的自立を推進する必要がある。また現在見直しが呼ばれている我国の対外援助のハードからソフトの転換、海外協力隊の一層の振興、特に教育、保健衛生面への寄与などが強調されるべきであろう。しかし、女子割礼(外性器切除)の可否をめぐる決定は、当事者であるアフリカとアジアの女性達が行うべきであることは言うまでもない。

婚姻法の解釈論的再構成序説

大村芳昭

我が国の実定法、特に民法(第4編第2章が中心)が想定する婚姻は、ある程度限定されたパターンのようなものの中におさまっている。そしてそのことは、実際の民法の条文から読みとる

こともできる。例えば、夫婦とは同居するものであること（752条）、婚姻にとって子づくりはその重要な目的ないし要素であること（733条、734条等）、婚姻後は独立の生計を営むものであること（753条）、婚姻には社会倫理的要請の関与が大きいこと（734条、735条、736条等）等である。しかしその一方で、現代の婚姻（法律上のものに限らず、あるいは所謂「結婚」に限定せず、広く男女の人的結合関係について）は多様化の道を歩んでいる。別居婚、子づくりを（両当事者の合意その他によって）しない形態での結婚、近親婚、あるいは同性婚や集団婚（ここでは「婚」という表現は不適切かもしれないが）まで、実験的なケースも含めると実に多種多様な形態が存在し、あるいは成立しつつある。これは、女性の社会進出、性道徳の変化、少産少死社会の出現、社会的活動領域の広範囲化等の要因によるものと考えられるが、それらの傾向は今後もさらに強まるであろうことが推測され得るのであって、婚姻の多様化もさらに進行するであろう。

そうだとすれば、そのような傾向に対して法解釈学はどのように対応すべきであろうか。現実の変化から超然としつつ、既存の法的枠組に忠実に画一的処理に徹底すべきであろうか。否、そうではあるまい。現実を無批判に全面肯定してしまうことに対する対応では十分な警戒を怠らぬようにしつつも、当事者間及び当事者対第三者における合理的な利害の調整に資するよう、具体的妥当性を重視した法的対応を行うことが肝要である。そしてそのためには、現存する実定法に対する立法論的批判及び再検討を続行すると共に、解釈論的な面からも、それに対する再構成の努力を怠ってはならない。

では、そのるべき方向性はどのようなものか。それが現在の私にとっての最大の課題である。

当初、私の関心の的には婚姻制度史にあった。現行民法の婚姻制度が法制史的にどこから来ている（継承されている）のか、それを調べることによって、現在の婚姻制度の問題点の歴史的源泉を見出せるのではないか、と考えたのである。これは単に法解釈学的な興味のみからではなく、婚姻における人間疎外（人間から夫あるいは妻としての役割への疎外）の克服のために、その疎外の源を発見したいとの願望もまたその動因となった。そして、私はその源をキリスト教の婚姻観の中に発見した。教会勢力が抬頭するにつれて、婚姻立法権も次第に教会によって掌握されるに至ったが、その中で教会は婚姻をひとつのサクラメントとして確立し、神の御心によるめぐり会わせとして、婚姻を当事者の合意のレベルとは次元の異なるものとしたのである。これは離婚を許さないという形で現代のヨーロッパ諸国の中にも承継され、社会的な問題となっている。そして離婚を認める法改正を行ったり、別居制度を設けたりという形で、各国とも現実の問題（婚姻の破綻）に対応せざるを得なくなってきた。

しかし日本には、キリスト教信仰の民族的伝統は存在しない。キリスト教信者は日本ではごく

少数であり、キリスト教自体の社会的影響力も小さい。そのような日本においては、ヨーロッパにおけるような説明はできない。そのような所から、私の制度史への関心は薄れ、より身近な日本の婚姻制度へと関心は移っていった。そして、そこで出会った新たな題材が所謂内縁である。

内縁に対する当初の私の問題意識はおよそ以下のようなものであった。

「婚姻制度の画一性とその中身を批判するには、それにかわる何らかのアンチ・テーゼを用意することが有意義であり、かつ重要である。内縁は、社会的習俗的事実たる結婚を法制度として採り入れるに際して、その要件を満足しないが故に制度からはみ出した、いわば婚姻制度の落とし子である。とすれば、内縁の法的取扱いのあり方を見ていくことによって、そこから婚姻制度に対する何らかのアンチ・テーゼを見出だせるのではなかろうか。」

かくして、私の内縁研究は始まった。ところが、ひと通り内縁の法的取扱いの変遷を学んだ段階で、私の当初の意図はもろくも崩れ去ってしまった。即ち、明治後期から昭和30年代までの内縁をめぐる判例・学説の動き（内縁は、判例と学説が協力しつつ対応をなして来た珍しい分野のひとつとして有名であるが）は、専ら内縁を婚姻制度に引き寄せる形で内縁の法的保護をはかって来たのであり、制度に対してアンチ・テーゼを提供できるものではなかったのである。

ちなみにここで、内縁に対する判例の態度の移り変わりを見ておこう。民法（旧規定）施行後、大審院は「届出なければ婚姻なし」の原則を厳格に解し、届出を欠く事実婚の法的保護を原則として拒否していた。しかし、届出の不徹底（制度に対する無知や怠慢）や家制度に起因する婚姻の法的制約によって内縁の存在は不可避であり、法的にも放任することが問題視されるに至った。そこで大正に入って大審院も態度を改め、傍論ながら内縁を「婚姻予約」として法的に保護する可能性を示した。しかし、これに対しては、内縁の（正式な婚姻に向かう予約としての）一面にのみ着目したものであり、その法的保護としては不十分である、との批判がなされ、戦後に至って最高裁は、ついに「婚姻に準ずるもの」としての内縁保護を宣言した。

以上、婚姻制度に対するアンチ・テーゼを内縁に求めるのは無理となったのだが、近年の内縁をめぐる学界の議論は、私に新たな観点を提供してくれた。

近年、内縁に対しては、その法的保護の方法としての準婚理論に対して批判あるいは見直しの提案がなされている。つまり、準婚という中間命題を用いての画一的な救済（準婚と言えるものはそれとして保護し、そうでないものはそれとしての保護を拒否する）によっては、具体的妥当性を有する法的保護は十分に果たせず、問題である、というわけである。

この議論は、いくつかの側面を有しているように思われる。判例・学説の上で多くの実績が積み重ねられてきた内縁の法的保護を切り崩そうとする側面、男女の人的結合関係を準婚というレッテルから解放する側面、など。どれかの側面のみを強調して論ずることもできないことはない

が、しかしそれは適切とは言えまい。各々の側面を詳細に検討して初めて、全体的な評価が可能となるであろう。

私自身としては、内縁の法的切捨てにならぬように留意しつつも、画一的取扱いからの脱却をはかっていくべきだと考えている。そしてそのために、内縁の準婚としての法的保護を見直すと共に、婚姻制度自体に対しても、それが具体的妥当性を体現できるようなものとなるよう立法論的及び解釈論的再検討を行っていくべきだと考える。

こうして私は、漸くひとつの出発点に立つことができた。人間関係の多様性と制度の画一性とが同居する場合、人間関係を制度を以て割り切るのは、理想論からしても、また実際問題としても、疑問である。人間関係の多様性を阻害することなく、それでいて単なる現状追認に陥ることのない解釈論の定立が、現在の私の課題である。

そのためには、まずその前提となる人間関係（とりあえずは男女の人間関係）を正確に把握することが必要であろう。人間を相手にする法解釈の前提には、まずその人間に対する深い理解が要請される筈である。

近代的婚姻における人的結合原理を市民社会の論理の中に確立したのは、エマニュエル・カントであった。そこで、近代婚姻イデオロギーを代表する彼の婚姻観に対する批判的検討を以て、とりあえずの出発点としよう。彼はその著書『人倫の形而上学』の中で、婚姻権と題して婚姻における男女の結合について分析している。それによれば、婚姻とは、「性的共同体」即ち「或る人間が或る他者の諸生殖器及び性的諸能力についてなす相互的使用」の形態の中で「自然的な」もののひとつであり、それは、互いの性を享楽したければ必然的に婚姻せねばならない、という「人間性の法則」によって必然的な契約である。そしてこの作用において人は相手との関係で「自分自身を物件となす」のであり、それは人間性に矛盾するようだが、同時にその人はその相手を全体として取得し、それによって「再び自分自身を獲得し」、「自分の人格性を回復」する。

しかし、かかる考え方はいささか理想論に走りすぎる感がある。他者を取得する、というが、一個の人格を他の人格が取得することなどできるのだろうか。相手の全てを理解していると思っていても、実はそれはそう思い込んでいるだけなのであって、実際には相手の人格の虚像を自らの心の中につくり上げている場合が多い。その意味で、彼のいうところの人格の再取得による人間性回復も、十分な説得力を持ち得ないよう思われる。

我々はより現実的で妥当な人的結合原理を求める必要がある。その中身については、私はまだ明確に把握するに至っていない（やっとスタートラインに到着したばかりなのだから）が、キーワードとして「信義則」を挙げることができると思う。つまり、法律の世界の中で人間関係を捉える以上、何らかの原因による何らかの法的拘束を考えざるを得ないのだが、特定の原因（例え

ばある時点における当事者の意思)に起因する法的拘束力をどの範囲で認めるか、ということは、法解釈学の中で広く問題とされるところであり、婚姻もその例外ではあり得ない。その拘束の範囲を、徒らに制度によって固定化することなく、現実に柔軟に対応できるように定めていくことが、今後一層要請されて来るであろう。

私はこの出発点に到達するのに、問題意識を有するようになってから2年もの歳月を費やしてしまった。私なりの結合原理に到達するまであと何年かかるであろうか。ともかく、先達の殆んどいない分野であるだけに、じっくりと腰をすえてとりかかる必要があるだろう。数年後、少しでも進歩した形で再びこの場に提出できるものが用意できるよう、とりあえずは精進するしかないのであろう。

<分科会B>

マルクス経済学が無視してきたもの — 家内奴隸・生産労働者・性労働者の 新しい経済学の建立のために —

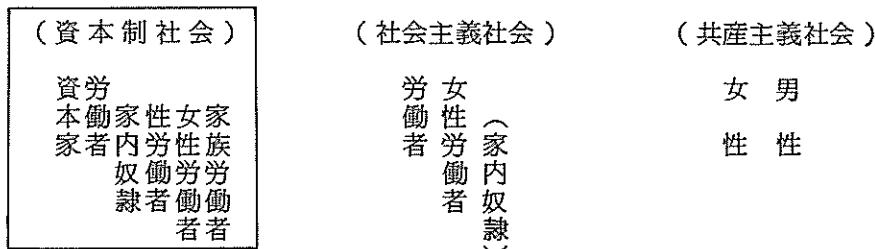
田 中 由布子

1. はじめに

この発表は女性の視点で男性を批判すること、しかも相手の言葉で相手に切り返したいという目標の中にある。したがって、女性の世界を一度、飛躍し、男性の世界に入りこみ、その中で男性の世界観を切り返したいとするのであるから、女性の視点で、女性の世界にいる場合、仲々、趣旨をキャッチしにくいものかもしれない。第2に、女性の視点で、新しい経済学の原理構築をというのが、目標になっている。したがって、実証研究は、次の課題としたい。第3に、女性の視点による新しい経済学は、マルクス経済学の低落傾向の中にあって、彼らに対決的に打って出るのに、よい時期を迎えつつある。彼らも耳を貸し始めている。第4に、これは歴史的・社会的射程をもった研究としていきたい。と考える。

2. マルクス主義的歴史観の中での批判の位置

(原始共産制社会)	(奴隸制社会)	(封建制社会)
原 始 始 始 女 男 性 性	奴 自 隸 由 所 民 有 奴 內 隸	封 農 建 民 領 主 家 內 性 奴 勞 隸 者 者



ここでは、枠内の資本主義社会の把握を批判の対象として、選んだ。ここで、女性を経済学的に定義すると、次のようになる。

- 家内奴隸一労働者や資本家の収入部分が、家計費に転じてその一部で扶養され、家事労働・育児労働・性労働に従事する者。
- 生産労働者一資本に直接雇用され、賃労働契約によって、労働過程に投入される女性労働者と中小零細資本や農林漁業で、婚姻契約を媒介として入りこんだ家庭経済を通して、生産労働に従事する家族労働者の2種がある。
- 性労働者一精神労働・肉体労働のいずれも要求されず、性交能力・性的サービス能力のみを要求され、性資本（風俗営業）の下で労働に従事する者。

この定義を立脚点にし、主体的なその存在地点から、外在的に、マルクス経済学が無視してきたものを読みなおす。

3. マルクス経済学が無視してきた研究目的

研究目的が、研究対象・研究主体を決め、逆に研究主体が研究対象・研究目的を決めていくものであるとき、女性の新しい視点でマルクス経済学を洗い直すならば、そこに研究目的として無視されてきたものあることに気がつく。マルクス経済学とは、労働者階級の視点によるものであり、したがってまた、それが包摂されている資本主義経済、すなわち、国民経済の運動法則を究明することがその研究目的となっている。19C半ば、労働者階級が歴史的に経済世界に多数派となっていく頃に、「資本論」は書かれ、かつその被支配の位置から国民経済を支配する資本の運動法則を批判的に、分析・研究したものである。女性は、「資本論」で扱われていない訳ではない。家内奴隸・女子労働者・家族労働者という形で現われる。しかし、それは労働者階級の立場から捉えられたものであり、決して逆に、家内奴隸・女子労働者・家族労働者が労働者階級を、そして資本家階級を捉えているものではない。したがって女性は、下位概念化され、労働者階級の立場が、その時々に向けた関心に応じて、断片的に把握されている。「資本論」は、労働者階級が女性世界と抱える矛盾を、トータルに把握する意思があったとはいいがたい。女性にとっては、何よりも労働者階級や資本家階級と直接的に抱える矛盾、それが労働者階級とその理論的支柱としての「資本論」に、疑問を感じさせる出発点である。

したがって女性が、逆に労働者階級や資本家階級を捉えていこうとするとき、それが設定せんとする目的は、労働者階級のそれと異なるのみならず、逆にそれをも包摶しうるような、トータルな経済学的研究目的であることになる。つまり女性は、自己が経済学的に家内奴隸・女性労働者・家族労働者・性労働者であることを自認すると、そこから逆に設定されてくる新しい研究目的が、眼前に浮上してくることに気がつく。それが、家内奴隸が関わる家庭経済、女性労働者・家族労働者が関わる国民経済、性労働者が関わる性経済とその運動法則の究明ということになる。女性はしかし、家内奴隸、女性労働者、家族労働者、性労働者のいずれかであることを常に並存させているから、これから個別研究においてはその研究目的も、交錯的に現れてくることになるだろう。

そこで逆にいようと、マルクス経済学が無視してきた研究目的とは、女性にとっての国民経済・家庭経済・性経済のトータルな運動法則の究明ということである。ここで注意しなければならないことは、労働者階級にとってのそれではなく、女性にとってのそれ、つまり家内奴隸・女性労働者・家族労働者・性労働者にとってのそれが、無視されてきたということである。

4. マルクス経済学が無視してきた研究対象

女性を支配する意図と制度の意味を読みこまれたくなかった労働者階級の立場は、女性が設定したいと念ずる研究対象を、常に無視・排斥してきた。女性は、労働者・資本家階級がその家庭経済・国民経済・性経済で一体、何を行っているのかを認識し、それを旋回することによって、外在的に自立したいとする願望を潜在化させてきたが、その試みは、いつも挫折させられてきた。女性によって労資の関わる家庭経済・国民経済・性経済が研究対象化されていくということは、支配の意図と方法が、女性に認識されていくということである。女性を抑圧していることによってメリットを得ている以上、労働者階級は、資本家階級とともに、自己が支配的に関わる3種の経済世界が外在的に認識されることは、許すことができなかった。女性に、労働者階級の視点で、資本の運動とその世界を見ることを要求し、その人間学を受け入れることを求めた。女性が逆転レンズをつけて、労資世界を読むことを拒否し、自己が対象化されることを拒否したのが、労働者階級である。

女性は、そのため3種に分断されて、自己世界の研究を続けてきた。つまり、家内奴隸の視点による経済世界は、家政学の中の家庭経済学の中で、女性労働者や家族労働者の世界は、マルクス経済学の中で、性労働者の世界は社会学の中の性病理学の中で研究してきた。女性もまた、女性が自己と同じレベルになることによって感じる、労働者階級の立場を支持する人々の学問的屈辱を超えてまで、新しい研究対象を設定する勇気のないままに、今日まできた。

女性の意図と現実は、そのために、マルクス経済学者の研究諸成果の前に、漱んできた。女

性もまた、マルクス経済学者の承認を気にしていたからである。しかるに、労働者階級の延長線上に、研究労働者として存在するマルクス経済学者を含めて、彼らとその世界を研究対象化するという決定は、女性の側の問題であって、彼らの中に、その決定の承認権があるのではない。女性に研究対象化されることを拒否した労資と経済学者は、家庭経済・国民経済・性経済を研究対象としない限り、女性のトータルで、外在的な世界観は建立しえないという方向を、常に無視し、淘汰してきたのである。女性に、支配の共同謀議の意図と方法を認識されたくないので、自己世界が研究対象化されるという「はしご」をかけさせず、無視してきた。

5. マルクス経済学が無視してきた研究主体

女性は、マルクス経済学にとって、見にくい存在でもあった。女性を労働者階級の立場から自己が見たいと思う者のみを見、自己が見たいと思う方向で見てきたのが、マルクス経済学である。女性を歴史的・社会的に主体化させたいと思って、「家族・私有財産・国家の起源」（エンゲルス著）が書かれたのでも、「資本論」が書かれたのでもない。女性を家内奴隸・生産労働者・性労働者として、トータルに把握し、それが労働者階級をも客体化しうる認識主体・実践主体として、概念設定していた訳ではない。女性が主体化する場合、労働者階級の客体化は、逆の反面として生じてくる。しかしマルクス経済学は、女性をトータルに把握しなかつたし、それを研究主体として設定することもなかった。家内奴隸・女性労働者・家族労働者は、労働者階級が、その時々に断片において把握する容体的存在であった。

6. 新しい経済学の展望

家内奴隸・生産労働者・性労働者の視点により、逆転レンズをつけ、労資の支配する資本主義社会を分析する。その場合、家内奴隸・生産労働者・性労働者の視点は、むしろ労働者階級の背後に置かれ、その支配の意図と方法が逆分析されることによって、紙の上に映し出される。家内奴隸・生産労働者・性労働者の視点で「彼らの世界」を読み込んだもの、それが新しい経済学となっていく。女性の解放に必要なのは、「彼らの世界」を読むことであって、自己世界の分析はあまり用をなさない。逆転レンズを眼につけた家内奴隸・生産労働者・性労働者の分析は、外在的、そして批判的なものとなる。

ミニマリズムとマキシマリズムの分岐点

村 上 益 子

現代のフェミニズムの中で性差異があえて取りあげられる理由の中には、女性が解放されることによって新たに得られる積極的な長所への志向がある。しかし、一方において性差異の強調は常に悪用されて性差別に還元されてしまうという迷路に我々女性は常にたたされるのである。「男と女は同じ」という論理に対して「男と女は二元的に対立する相補的なもの」という論理が対立する。このような論理の魔術からいかにして脱出すべきか考えてみたい。

問題は、ミニマリズムか、マキシマリズムかということではなくて、女性問題を①画一的、一様、一元的に解決を必要とするものと、②多数、多様の解決を必要とするものとに区別することが必要である。バートランド・ラッセルも「問題を一律に決定する必要のない場合が常に沢山ある」とのべ、また「社会が一つの全体として行動せねばならぬような問題と、画一ということを不要とするような問題との両者を区別して考察してみることが必要」⁽²⁾とのべている。性差別と性差異が混同されてしまう原因もやはりこのような区別がなされていないことに起因しているように思われる。つまり性差別ということは、人権の平等という観点からの問題であり、性差異は、男性または女性の個性に関する問題だからである。昨年の総会の中で桑原氏は『自然権』と『基本的人権』の立場からの男女平等を、あらゆる性差、優劣の差を超えたものと明言され、「性差論に知的関心のすべてを傾注したり、またそれに反論するためにエネルギーのすべてをさくことは空虚である」とのべられているのは大変痛快である。性差別の問題こそ人権の平等という観点から、画一的、一元的に解決されるべき問題であろう。したがって本来からいうと、性差異を論ずることは性差別に何ら抵触せず、また逆に性差別を廃止することは何ら性差異の消滅を意味しない筈なのである。性差別と性差異はあくまで別々に論すべき問題である。『自然権』の思想に基づく基本的人権の思想は、ジンメルがこれを量的個人主義と名づけ、質的個人主義と対置させている。⁽³⁾ 量的個人主義が同質で共通の原理にかかわることによって生ずる個人概念であり、したがって身分、地位、性別、個人的差異にかかわりのない平等な人権を主張するのに対し、質的個人主義は個人的質、唯一性、かけがえのなさを主張する個人主義である。前の自然権の思想=量的個人主義の思想の核心は「あらゆる人間が本質的におなじだという考え方」⁽⁴⁾である。各個人の中に「人間性一般」という不滅の本質があるという考え方である。したがって桑原氏の指摘されるように、この思想が徹底されれば当時ですら男女平等の地点まで行きついたのである。この思想に基づくと、人はジェンダー的存在であろうと、両性具有的存在であろうと関係なく、

同じく平等であるべきなのだ。

で次に当然問題となる点は、この人権の平等の範囲はどこまでに限られるべきかということである。私は、これをマルクスのいう「必然の領域」の範囲としたい。つまり、生命権・財産権・参政権・職業につく自由等々、生きてゆく上に基本的に必要なもの、社会生活に必要な治安の領域である。更にこれを女性に関してあてはめてみたい。私は女性性なるものを私なりに次のように分類している。

①女に生れる部分（先天的、生得的次元）、②女につくられる部分（環境によって受動的に）、
③自分で女になる部分（主体的、選択的、後成的）。人権の平等が画一的に貫徹されねばならぬ部分は①と②だと思う。つまり、女性の生存条件として、結婚、セックス、母性がある状況、また②のステレオタイプの女性性が女性の生存条件である状況、また結婚しなかったり、母とならなかつた女性が後ろ指を指されるような状況、母性機能故の職業上での差別、狭められた職種、性役割別分業……等は許されてはならない。これらの件に関しては、我々は頑固なミニマリストであるべきである。

で、以上のような前提が満たされたあとで③の分野では、自由に積極的に自分の意志でどのようなタイプの女性となるかを自己決定し、後成的に女としての自分を創りあげるのである。この時点では、つまり女にされるのではなく、女に（自分で）なるという意味では、ミニマリストであろうが、マキシマリストであろうが自由である。どのような女らしさを選ぶかは、無数の選択が可能である。ミニマリストも女性の一つの個性として選択肢の中に入る。マルクスも「自由の領域」を人間の自己目的的開花の領域と規定しているのであるから、この分野では、個性としての性差異は積極的に発揮されるべきであり、性差異の存在自体が文化的な意味で大きな役割を果たすものと考えられる。が、あくまでも基礎であり前提であるべきものは「必然の領域」なのである。つまり金井氏もイリッチ批判で指摘されているように⁽⁵⁾ 人権の平等という観点を抜きにしたいかなる性差論も無意味である。

しかし同時に人間には各自独自の自己目的性がある。共通の理想を実現するためにのみ個人があるのではない。一人の人間は決して「人間性一般」という本質を有するというだけにとどまるものではない。各人は独自に自分自身のためだけの独自の価値をそれぞれ独特に追求する。フランクルは「わたしは人間であるべきだということだけでなく、またわたしはわたし自身に成るということが重要なのである⁽⁶⁾」とのべているが、女もまた自分独自で女になるべきである。このように多元的に価値創出をもくろむ個人主義のことをジンメルは質的個人主義といったのである。一人の人間が一個人としての女としてどう生きるか、愛したり、子供を創ったり、また独身で仕事をしたりするということは、必らずしも共同体のための手段ではないのである。

ここで必要とされるものは、従来マルクス主義では単に労働力の再生産の場=「必然の領域」としてきた家庭=私生活の場の見直しである。私は、私生活の場を質的個人主義の観点から見直したいと思う。私は私生活の中にも「必然の領域」のほかに「自由の領域」を認めたい。つまり、個人が自由に自己独自の生きる意味を追求する場としての領域があつてしかるべきである。共同的で、公的なもののみが価値があり、自由の名に値するものだという認識の時代は終ったと思う。共同的で公的なものが至上の重要性を持つのは非常時の時代に限られるのである。週休二日制、ワークシェアリングが論議になる時代では私生活論は新しく建て直されなくてはならない。従来の『家』のように個人を抑圧したり、女を拘束したりする意味とは違った別の機能一集団の目的とは直接に一致しない個人の自己目的性を擁護しうるような一を持つ家族論が要請されるべきである。

最後に『両性具有性』についてフェミニズムの立場からどう考えるべきか？ユング、ノイマン等によって展開されたアニマ・アニムスの仮説は、ジェンダー的存在として二分化された両性の単純性、一面性を打破する論理として素晴らしい魅力に満ちたものである。しかし、私はバルザックの両性具有的人物を主人公とする小説『セラフィータ』に接した時すっかり失望した。神祕思想の教義の長々とした議論が小説の骨子をなす信仰小説で、フェミニズムとは縁もゆかりもないものであった。そもそも両性具有性のテーマには次の二つの側面がある。①全一性をめざす神祕思想としての側面、②個人の個性的完成の理想としての側面。①の場合は相異ったものの対立という面に重点はなくて、対立するもの一致の方に重点がある。つまりエリアーデのいうように「⁽⁷⁾対立の廃棄、分裂の結合」、「対立を超越し、完全な実在」を求める渴望の象徴としての両性具有性であって、フェミニズムとは無関係である。②の場合は対立こそが重要であって、相異なるものの摂取こそが豊かさ、多様さを生むという思想である。一般に神や悪魔が両性具有的と考えられているのは、異ったものとの統合が強大な力になるということの象徴的表現なのである。異った種類の能力、性格等の相互豊富化的合一は、神的と思われるほどの複雑さ、多様性をもたらす。①の場合が単一的な完全性を志向するのに対して②の場合は多様性、複雑性を志向するのである。そしてこの②の場合の多様性は、同時に男性的または女性的個性と矛盾するものではない。この理想はあくまで男性的なものと女性的なものが相乗的に（敵対的、無関係的ではなく）作用する条件のもとでのみ実現可能である。女性は女性らしく男性化され、男性は男性らしく女性化されることによって魅力的な個性を創出する。両性具有説がフェミニズムにとって実り豊かなのはこの②の側面のみである。両性具有説に関しては、我々はマキシマリストの態度で処すべきである。ミニマリズムはむしろ有害である。つまり両性の二項対立を忌み嫌うあまり、他項の切り捨てによる一元論に至ったり、または共通項に視野を限定したり、または対立の調和を愛に

よって取り戻そうとするロマン的全一性志向（シンガー、⁽⁸⁾ シュザンヌ・ルラール⁽⁹⁾）に陥りやすいからである。そもそもフェミニズムと、一元的、全体主義的思考は相入れないものである。マルクス主義が婦人解放理論として一定の実績を持ちながらなおフェミニズムを相入れない点はその全体主義的志向にある。マルクス主義においては、理想社会においては社会の自己目的性と個人の自己目的性は必然的に一致するという予定調和論的一元的思想であるから、結果として個人は類的全体の手段的地位に繰り入れられてしまう。これに対してジンメルはこの一致を否定し、個性の完成の次元においては多元的価値の出現を許容している。したがってフェミニズムが採用すべき思想は基本的人権の貫徹を前提とした（この分野ではミニマリズムが有効）多元論的思想だと思う。女性的個性の完成に関してはマキシマリズムの対処が必要である。但しイリッチの場合のように性差異をその二極性に固定する思想は、両性の敵対性、無関係性の温存にすぎないのでフェミニズムの敵である。マキシマリズムは、相異なるものの共存性及びダイナミックな相乗関係の研究の視点からのみ、フェミニズムにとって有意義である。

- (1) バートランド・ラッセル著『政治理想』（理想社）
- (2) ク „ „ 『権力』（みすゞ書房）
- (3)・(4) ジンメル著『社会学の根本問題』、ジンメル、「個人主義」、「個人と自由」、『ジンメル著作集1 2』（白水社）
- (5) 金井淑子著『転機に立つフェミニズム』、金井淑子・「エコロジーとフェミニズム」、『クライシス』20号1984年夏。
- (6) フランクル著『苦悩の存在論』（新泉社）
- (7) エリアーデ著『悪魔と両性具有性』（著作集第6巻、せりか書房）
- (8) シンガー著『両性具有性』（人文書院）
- (9) シュザンヌ・リラール著『愛の思想』（せりか書房）

<分科会C>

近代オリンピックと女性 －女性解放の視点から問い直す－

大河内 保 雪

I 問題の所在

近代オリンピック大会は、女性のオリンピックへの参加について、一貫して消極的姿勢を示していた。しかし、最近の女性スポーツの隆盛は、めざましいものがあり、これまで女性は行うべきでないとされていたマラソン、レスリング、ボクシング、重量挙げ等のスポーツに、女性も進出している。そのために、今日では、女性が行わないスポーツは、無いと言っても過言ではないかも知れない。

ところで、本稿の課題は「なぜオリンピックへの女性参加は遅れたのか」「女性は、どのような抵抗運動を行って近代オリンピックへの参加権を獲得したか」について検討することである。これまでの女性スポーツ史研究が単に女性とスポーツとの現象的かかわりを明らかにしてきたのに対して、本稿は、女性のスポーツ活動を男性社会への抵抗運動の一つとして捉えてみた。そのために、女性スポーツ参加を疎外するいくつかの要因を取り上げ、歴史的検討を加えるとともに、女性解放運動の立場から女性スポーツを検討した。従って本稿の意義もこの点に認められる。

II 近代オリンピックの創始者クーベルタンの女性差別

クーベルタンは、近代オリンピックの創始者として歴史的に高い評価を受けているにもかかわらず、クーベルタンは、オリンピックへの女性の参加に否定的であり、むしろオリンピックでの女性の平等権獲得運動には妨げとなっていた。

クーベルタンの女性スポーツに対する拒否的態度は、国際オリンピック委員会（IOC）にも影響を与えていた。そのために、女性のオリンピックへの登場は、たいへん遅れる結果となった。また、IOCは、男性だけの委員会であり、1981年まで女性のIOC委員は誕生しなかった。

III 女子オリンピック大会の開催－女性の抵抗運動

第一次大戦後、フランス女子スポーツ連盟会長のミリア女史を中心として、パリで1921年に、国際女子スポーツ連盟が設立された。

この連盟には、最初イギリス、フランス、アメリカ、イタリア、チェコスロバキア、スイス

の6カ国が参加していた。後にスウェーデン、フィンランド、オランダ、ドイツ、日本等が加わった。この連盟は、オリンピックでの女子陸上競技の不採用に反対して、1922年8月20日にパリで、第一回女子オリンピック大会を開催した。この女子オリンピック大会は、最初6カ国の参加に留っていたが、オリンピックと同じく4年ごとの大会として定着し、1934年のロンドン大会まで4回続けられ、最終的に23カ国の代表が集まった。しかし、第2回大会からは、オリンピックという名称を使用することに対して、国際オリンピック委員会からクレームがつき、国際競技会又は世界大会という名称に変更された。

しかし、1922年と1926年に開催された女子オリンピック大会は、IOCや国際陸上競技連盟に大きな影響を与えた。国際陸上競技連盟は、ついに1926年にオリンピックでの女子競技の実施を決定し、1928年の第9回アムステルダムオリンピック大会で、女子陸上競技が5種目(100m、800m、400mリレー、走高跳、円盤投)だけ試みとして採用された。

このようなオリンピックへの女子陸上競技の採用に対して、各国で反対の姿勢が示された。まず、イギリスは、採用された競技種目が少ないと反対して、アムステルダム大会に選手を送らず、1928年8月14日にロンドンで英独仏対抗女子陸上競技会を開催して抵抗した。アメリカでは、全米アマチュア競技連合の女性部門において、女性スポーツの競技的要素が強く批判された。この組織は、女性体育教師によって組織されており、女性の側からの女子競技スポーツ批判として注目される。また、ケーベルタンは、これまでオリンピック大会への出席を一度も欠かさなかつたが、アムステルダム大会への出席を拒否した。

IV 女性参加の拡大状況

オリンピック夏季大会への女性参加の著しい増加は、1928年の体操と陸上競技の採用にみられる。

次に女性の参加を拡大したのは、第2次大戦後の1952年からのソ連の登場である。以後ソ連とアメリカは、オリンピックでの金メダル争いに熾烈な火花を散らすのである。

続いて、モントリオール大会(1976年)では、バスケットボール、ハンドボールの集団競技が採用され、女性の参加率は、全参加者の20.6%に達した。

ところで、オリンピックで実施されたスポーツ種目ごとの特徴は、次の通りである。

第1に、女性の競技スポーツとして最初に行われた種目は、テニスとゴルフである。これらの競技種目は、19世紀後半から20世紀にかけて、言わば上流階層の女性のスポーツとして行われていた。テニスもゴルフも今日では、オリンピック種目として採用されず、プロスポーツとして発展している。

第2に、アーチェリーは第三番目にオリンピック種目として採用された。アーチェリーは、上流階層の女性スポーツとして盛んに行われ、精神を集中して行うスポーツであり、女らしさを失うことがなかった。

第3に、フィギュアスケートは、氷上での女性の動きの美しさを表現するものとして採用された。女性の身体運動は、常に身体や運動の美しさを求めて行われてきた。

第4に、水泳は、比較的早く、1912年に採用された。水泳のオリンピックへの採用は、1912年のオリンピック開催国のスウェーデンオリンピック組織委員会の役割とスウェーデンにおけるこの時代の女性解放運動の高まりが、背景として考えられる。

第5に、陸上競技と体操の登場（1928年）は、すでに述べたように近代オリンピックにおける大改革であった。なぜならば、女性スポーツの反対者の多くは、女性が大衆の前で競技することに反対していたからである。そのために、各国において女性のオリンピック競技について、反対の姿勢が示された。

第6に、バレーボールの採用（1964年）は、体操の団体競技以外での集団スポーツとして注目される。長いオリンピックの歴史の中で個人ではなく、集団スポーツ種目の登場によって男女参加の道が拡大された。

第7に、陸上競技（マラソン）、自転車（ロードレース）、射撃の登場は、男性専有スポーツと考えられていたスポーツへの女性進出として注目される。

第8に、水泳（シンクロナイズドスイミング）、体操（新体操）の登場は、逆に女性だけの種目として注目される。

V 日本の女性スポーツ

近代オリンピック大会への日本女性の登場は、1928年のアムステルダム大会参加の人見絹枝によって始まった。人見は、すでに1926年第2回女子オリンピック大会に参加し、国際的にも活躍していた。

今日、日本における女性スポーツ活動への参加が増大しており、多様なスポーツ種目に女性が進出している。そして、今日の女性は人見が生きた1920年代の後半より、はるかに好条件でスポーツに参加出来る環境にされている。それにもかかわらず、人見以上の偉大な女性は、これまで現われていない。もちろん、このことは、女性スポーツだけの問題ではなく、日本のスポーツ界全体の問題である。また、日本の場合、女性の側からの近代オリンピック大会への抵抗運動や男性スポーツへの特筆すべき抵抗運動は、今まで行なわれていない。

VI まとめ

近代オリンピックは、約一世紀を経過してもほとんど男性中心に運営され、女性差別の体質

を変えていない。しかも、世界各国で女性のスポーツ活動が促進される状況においても、依然として保守的体制を保持しようとしている。

ところで、この研究で明らかにしたように 1920 年代のシリアを中心とした国際女子スポーツ連盟の設立と女子オリンピック大会の開催は、近代オリンピック運動に大きな衝撃をあたえ、女性参加の道を拡大してきた。しかし、陸上や水泳などのオリンピック競技種目において、女性に門戸を開いていない競技はサッカー、レスリング、ボクシング、近代 5 種、柔道、重量挙げである。今日、これらの競技も多くの女性によって行なわれている。

しかし、世界全体の女性スポーツの状況は、必ずしも好ましい方向に向っていない。世界各国で依然として根強く女性差別の思想が残っており、女性スポーツの促進は、先進工業国を中心としている。また、女性スポーツには、宗教とのかかわりが見逃せないとも指摘されている。このような意味で女性スポーツの発展は、女性解放運動と密接に結びついている。

女性学の視点からみる婦人福祉

—東京都行政を中心とする考察—

福井 浅子

◇ 婦人福祉の現状認識

〔目的〕東京都発行の「婦人問題解決のための新東京都行動計画」は、美しい絵画のようにプランニングされている。ところが婦人福祉については、お粗末である。

特にこの計画では、婦人福祉という名称をどうとらえるかによって、婦人福祉のありかた、サービスのしかたが変わってくると思われる。そこで婦人福祉の実態を知る必要があるので、東京都の実態調査をした。そして計画の陰にかくれた現状から抽出できる幾つかの問題をとりあげて考察するものである。

〔婦人福祉の語義〕婦人福祉とは、婦人の自立のため、婦人生活の向上のため、婦人が幸せに、社会生活を送るために必要な、婦人のための福祉である。

〔婦人福祉の由来〕1956年（昭和31年、施行33年）に売春防止法（通称売防法）が発令される頃から、歴史的伝統的な呼び方であった「売春」が「婦人福祉」に変わっていった。東京都では、福祉局のなかに、一時、婦人福祉係が置かれたことはあったが、現在では、母子福祉係の

なかに、婦人福祉担当が置かれているのみであり、それだけ婦人福祉は軽視されているといえる。

〔条約第6条〕「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第1部第6条には、「締約国は、あらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春による搾取を禁止するための凡ての適当な措置（立法を含む）をとる。」と規定されている。この条約には、重要な条項が多く規定されているが、特に第6条は最も重要な条項の一つである。

〔新東京都行動計画〕は『男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン』と『男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン実施細目』が出されている。都文化局、衛生局、福祉局、東京都婦人相談センターに目標を定める。

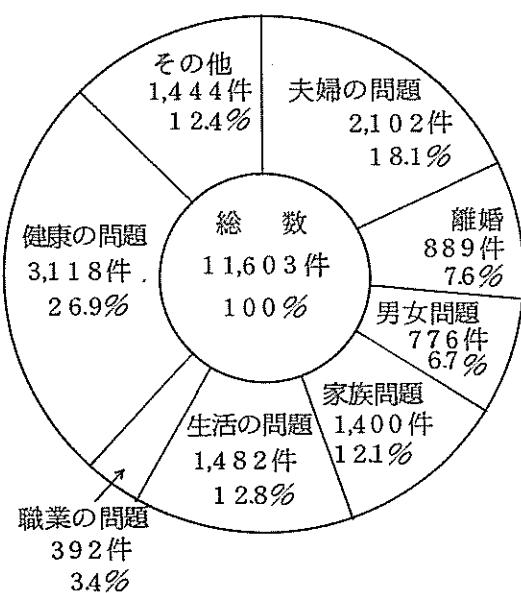
これらの関係部門を訪問し、現状把握したなかで種々の感想が出てきたが、総じて形式的管理主義で、ばらばらな対応であって、満足のいくものではなかった。限られた紙面に今回の調査全部を報告することは、とうてい不可能なので特に、東京都婦人相談センター新宿、立川、台東出張所を中心に報告する。

〔新宿本所〕は、利用者が多いためか、他所より職員が多く規模も大きい。

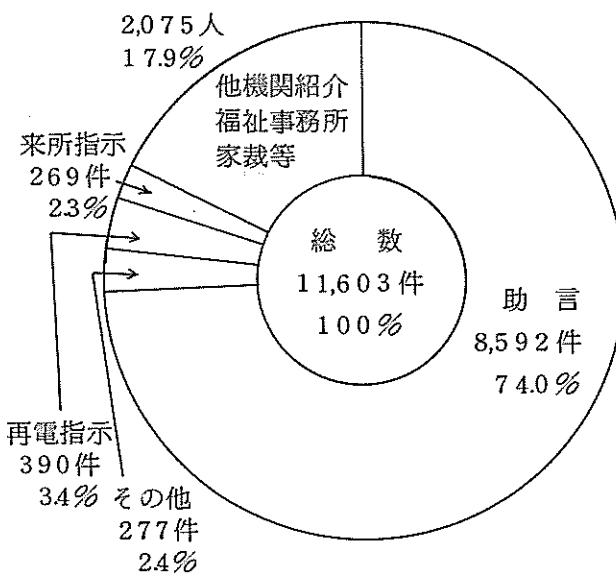
利用者は、福祉事務所を経由してくる場合と、本人が直接くる場合もある。また来所するよりも電話が多い。暴力夫を逃れて、助けを求める女性にとって、この本所の寮に駆けこむ切実な思いに対して、非常に受け身的であり、冷たく機械的な職員の態度は、相談者を犯罪者扱いする傾向がある。若い女性の入所者がいたが、動作が緩慢で生気がなかった。

〔立川出張所〕は、電話相談がほとんどであって、寮に入所した人々の世話を大きな仕事であるが、事務所は小さく4人のスタッフで行われている。次に、東京都全体の電話相談内容を掲載する。

電話相談内容別受理状況（57年度）



電話相談処理状況（57年度）



健康問題以外では、夫婦の問題が件数としては圧倒的に多いが、その他の中味をみると、妊娠、住宅、就職、施設、背後関係、心身問題、転寮問題、産婦人科、精神科診断、心理判定、と続いている。

〔台東出張所〕は、売春問題を中心である。こゝには売春容疑で検挙された人が警察を経て出張所にくる。そこで血液検査の結果、陽性の場合、大久保、府中、広尾、荏原、豊島、大塚、駒込、墨東の8病院に入院治療させる。これは無料保護で、退院後は更生のため婦人相談員にまわすが、梅毒のため4、5年の長期にわたり、一生なおらない人もいる。南品川警察の59年度の売春の街娼検挙数は、4月7件、5月19件、6月14件、7月5件、8月9件、9月11件で、年令は20才から64才に及んでいるが、37才から40才が多い。

これらの人々は、衛生局で検査され、福祉局では、その厚生をはかることになっているが、場所が狭いし、警察特有の犯罪者扱いのする暗い雰囲気がある。一隅に検査と、相談セクションの奥には一時宿泊所がある。

福祉局のカウンセラー係（60才位の女性）と面接した。これらの人々との相談は、ほとんど1回では終らず、なかには30回もきた人がいる。問題は貧しい、生活ができない、仕事がない、賃金が少ないといったものが多い。その時のヒアリングのメモをこゝに記載する。

1. キャバレー、トルコ等に行けない男を相手にしている。
2. 売春は1回1時間で1万円から1万5千円、宿泊費は男が持つ。（昭和60年）
3. 売防法はザル法で、男を罰しないで女のみ罰しているのは、弱者いじめだ。
4. 自分の自由な時間を自由に使いたい。拘束されるのがいやで、何回か逃げる。
5. どちらかと言えば、精神異常、精神薄弱、低知能の人が多い。
6. 頭が良ければ検挙されない。周施屋をしてピンハネし、うまい汁を吸うか、逃げてしまう。

結局残ったという人が検挙され可哀そう。

7. 常習者は繰り返し来所する。
8. 若者や主婦の売春に対する罪悪意識がない。性を安易に考えている。
9. 政策、社会、教育、家庭に問題がある。
10. 小さい時から親がいなくて愛情に欠ける。
11. 義理の父と娘のセックスという悪環境に原因する。
12. ひもにしばり取られ、身心共によれよれになっている。

このような人々は、社会にしいたげられ、男性になぶり者にされた犠牲者なのである。この人々は、決して大声をあげて叫ぶことがない。そして誰も代弁してくれる人がいない。しみじみと哀れを感じさせられる。

〔女性学の視点から見る婦人福祉〕

このたび婦人福祉についてのささやかな調査をとおして、かずかずのことを学ばせられた。婦人福祉が売春中心に、極端に矮少化されていることである。それにもかかわらず、売春問題にさえ、あまり力を入れていないということである。

現在、福祉予算は削減され、サービスは低下し、政策は劣悪である。事件が発生するとそれをどう処理するかということばかりに追われ、後手後手にまわり、無駄がある。それには予防、防止教育、情報宣伝が必要である、従って発生を喰い止めれば、事後処理は軽減されるであろう。

売春は、犯罪として取り扱われているが、男性は罰せられず、罰せられても軽い。女性ばかりを罰するのは片手落ちである。最近はアルサロ、ピンク喫茶、ホテトル、マントルといった風俗営業が横行し、性問題は複雑になっている。単に売春防止法によって女性にのみ厳罰を与えるのでは問題の解決にはならない。相手の男性や、ヒモを厳罰に処すことはもとより、広範な事態に対処できなければならぬ。売春問題は、あらゆる社会問題の最底にあるといわれて非常に難問である。

日本の売春文化の悪い伝統のもとに女性は、何千年も差別され、虐たげられてきたのですから、売春で苦しんだり、享楽的に安易に性を売り物にすることは、自分自身の性を認識していない証拠である。それ故に、性の自立の自覚が望まれる。将に人間回復の手助けを婦人福祉が担うことこそが、真の婦人福祉の意味ではないかと考究する。

婦人福祉は、総合的に婦人の福祉の向上を計る義務があろう。それには福祉のみならず関連分野の協力も必要となる。先づ、家族関係を見直し、特に夫婦、嫁姑、舅婦の関係の改善、性別役割分業の打破をする。例えば、家事分担を男女交換してみる、男の労働時間を短縮し福祉の時間に当てる、夫婦共同作業をする。夫婦関係の改善、女の性は、けがらわしいものであるという観念を人々の考え方から一掃し、美しいものであり、素晴らしいものであると切り替える必要がある。

特に女自身、女の性をあまりにも知らない。自分自身の性を自覚していない。性関係のあり方や、表現を男まかせにせず、クリエイティヴに女の方から拒否したり、欲求していくことが大切であらう。女が女を差別する意識を見直さねばならないだらう。主婦が売春する女を見て、自分は結婚しているから安泰とし、弱年層の売春には軽蔑の目で見、自分の夫や家庭だけは幸福であると安堵するのは、男の売春を許していることにつながる。これではいけない、きびしく見直さねばならない。

更に婦人福祉には、心因症婦人、性とマリファナ、ドラッグ(麻薬)に侵されて心身の回復時の諸問題、未婚の母の生活保護、その児童保護、単親家族の問題等。数多くの問題がある。これらの問題を避けるのではなく、相談をすることによって、問題を取り上げて解決する場を作る必

要がある。

最後に母子福祉、老人福祉、児童福祉、年金、障害児・者、医療の各福祉は、縦割り行政となっているのに、婦人福祉は婦人一般と云うことで横割りになっている。従って婦人福祉の範囲は、まことに曖昧になっている。

婦人福祉が、婦人の自立と幸せのためにあるのならば、未婚の母、単親家族、バタード・ワイズ、離婚しようとする婦人等の経済的保証、就職、性病治療、解毒、福祉教育、等、女性に関するすべての問題を解決する機関を独立させ、サービスの出来る行政機関として婦人省女性福祉課と改名し、真に女性のために実行ある女性福祉に変革する必要がある。

会費納入のお願い

日本女性学会の財源は、皆様の会費によって確保されております。
会費納入は、常時受け付けておりますので、よろしく御協力下さい。

郵便振替口座 東京 8-49189

住友銀行日本橋支店 普通口座 451169

日本女性学会

日本女性学会に参加して（非会員）

及川智子（法政大学4年生）

全ては驚きから始まったといえる。最初は「一体この人たちのパワーはどこからくるのだろう!?」だった。この驚きから一つの発見。それは幼稚園から大学まで共学校で学んできた私のなかに、女だけで一つの疑問から提案、討論そしてその結果何かを変革したという経験がまるでないということである。討論の場はあったような気もする。しかしそこには男と女が必要だったのではなく、私たちは常に「女の子」であればよかったわけだ。「生意気な女」で厄介な存在だった私は自分を主張しすぎた（と後で女子から言われた）結果、翌日黒板に「男尊女卑を復活させよう」と書かれているのを見て、以来そのような場では黙る癖がついた。つまり私は変革したのではなく逆に「女の子」に変えられたのである。この女性学会に参加して「女の子」抜きの討論を体験できた。パネルディスカッションや講演で細かい面の様々な知識を得たことはもちろんあるが、フェミニズム運動を支える女たちと生で接することができたのは本当に大きなショックであり収穫だったといえる。よし！私もいい加減に女の子から脱皮する！！

「なんとなく痒いような気がしていた。1年めではっきり痒いことがわかった。2年めで痒い場所がわかった。」そしてこの学会で初めて『孫の手』を持てた気がするのです。自分の手でしっかり搔けるようになったころまた皆さんとお会いできることを楽しみにしています。

杉本郁子（東大病院勤務）

今回、はじめて日本女性学会に参加させていただいた。正直なところ『ただなんとなく』の参加である。私自身、20代半ばにもなっていながらまだ自分が何をやろうとしているのかがわかっていない。ただ言えるのは、こういうことにはよく足を運ぶな、こういうことは、なぜか避けているようだなという自分にあとになって気付き、自分の関心がどこに向こうとしているのかを感じる程度である。こんな私が、この学会でまず感じたことは私を取り巻く環境とは違った自由を味わうことができる雰囲気だということである。回りを眺めることが楽しかった。それぞれ専門分野は異なる方々であるにもかかわらず共通なものを求めようとしていることを感じる。そして、私などからすれば超ベテランの方々が今なお進行形で歩んでいる。スケールの大きさはちがうが、私がつまづくようなことに悩み、思考し続けている。このことが、静かに、優しく、そして確実に進められていることに私はなんとなく憧れてしまった。

勉強不足に世間知らずが手伝って、具体的な感想を何一つ述べられないが、今は素敵な刺激を与えて下さったことに、心から感謝している次第である。

日本女性学会 11月大会のおしらせ

本会では、従来年4回の研究報告会を開催して参りましたが、このたび6月大会、11月大会の年2回の催しをもつことになりました。（詳細は幹事会だよりをご参照下さい。）

開催日 1986年11月29日（土）、30日（日）

会場 京都市中京区丸太町七本松西入ル

京都市社会教育総合センター

（075）-802-3141（代表）

交通機関 国鉄京都駅より市バス206番乗車 千本丸太町下車

西へ徒歩5分 市バス205番乗車 西ノ京円町下車東へ徒歩約7分

参加費 11月29日 1,000円

11月30日 500円

宿泊施設 京都堀川会館

〒602 京都市上京区堀川通下長者町下ル

TEL (075)-432-6161

◎市バス 国鉄京都駅より⑨⑫⑯

京阪三条駅より⑫

四条堀川より⑨⑫⑯⑯⑯⑯で

堀川下長者町下車車側すぐ

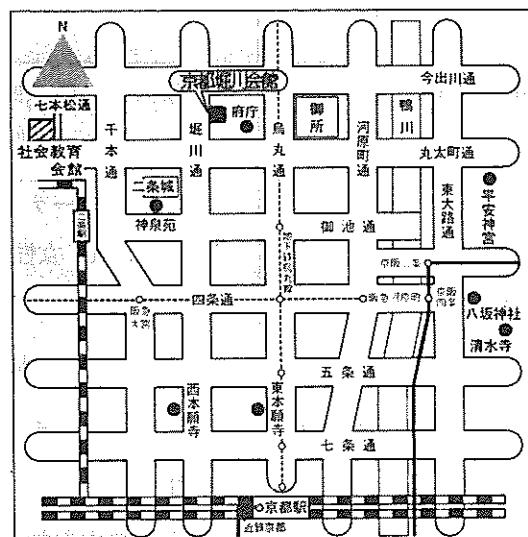
◎お車で 国鉄京都駅より約15分

阪急大宮駅より約15分

京阪三条駅より約15分

※ 宿泊予約をされる方は国信、亀山まで御希望日と宿泊予約料金3,000円を同封の

上、御送付下さい。



1986年度日本女性学会11月大会日程

11月29日(土)	13:00	開場、受付開始
	13:30	公開シンポジウム テーマ「日本の土壤とフェミニズムー女の<不払い>労働を考えるー」 シンポジウム パネリスト 女子労働論 久場嬉子(東京学芸大学) 社会思想 水田珠江(名古屋経済大学) 活動主婦論 芝実生子(社会活動 専業主婦) 司会; 田嶋陽子・漆田和代
	16:30	
	18:00	懇親会(会場:堀川会館)
11月30日(日)	10:00	放談会:一般公開の自由討議の場 A 性別役割はなくなるか? コーディネーター 小林富久子
		B 女性であること 一性、体、心一 コーディネーター 河野貴代美
	12:00	C 日本のフェミニズムとマイノリティ コーディネーター 溝口 明代
	12:30	幹事会 (会員自由参加できます)
	18:00	

幹 事 会 だ よ り

去る8月2日、名古屋市東教育センター、および先の総会後に行なわれた幹事会の審議事項については、以下のとおりです。

1. 総会、研究報告会等について

従来、総会（関連行事を含む）および研究報告会（年4回）を行なっていたが、会員の幅広い参加を可能とすることを目的に、今後は日本女性学会6月大会、11月大会（仮称）の年2回とするほか、広く啓発することを目的とした企画についても別に考える。

2. 選出された幹事のうち、多忙のため、矢木、三木幹事の辞任が承認された。このため次点者繰り上げにより、白井氏が新たに幹事として加わった。また、内藤和美氏がボランティアで事務局を手伝われることが了承された。

3. 幹事の任務分担は以下のとおり。

事 務 局	河野、しま（会計担当）、漆田、（内藤）
企 画	溝口、小林、田嶋、松原、北沢
幹事会ニュース	桑原、青木
学会ニュース	国信、白井、亀山

なお、代表幹事藤枝氏は本年9月より1年間イギリス留学のため辞任。駒尺氏が代表幹事として確認された。

4. 幹事の任期について

従来、幹事の重任は認められていたが、今後、2期4年以上の重任を避け、活性化をはかることが承認された。これは後に述べる委嘱幹事にも適用されることになった。この決定に伴い、発足当時より幹事として選出された者が1988年度の選挙で選出された場合は除外の対象となる。

5. 幹事選出方法について

1988年の選挙より、投票要領を10名連記として、上位得票者10名を幹事とする。こ

の幹事会で推薦された5名を幹事として委嘱し、幹事定数は現行どおり15名とする。（任期の運用については前述どおり。）本案は1987年度総会の場で承認を受けるものとする。

6. 事務局の移転について

矢木幹事の辞任に伴い、事務局はフェミニスト・セラピィ「なかま」気付（別記）となり、河野幹事が責任をもって対応することになった。河野氏不在の場合は必ず連絡先を同所の人へ伝信すること。なお、川越の私書箱は連絡に支障のないように今後1年間は継続されることが確認された。

7. 本年度11月大会（仮称）について開催要領は、別記のとおり。なお、前回の総会時、宿泊キャンセルをされた方があったため、予約金に関する損金が生じた。このため、今後は宿泊申込みは料金払い込み時点で確定することになった。

事務局移転のおしらせ

日本女性学会事務局は、下記へ移転しました。

新住所 〒160 東京都新宿区三栄町17 木原ビル302
フェミニストセラピィなかま気付
TEL 03-359-0902

<求人のおしらせ>

NEW ZEALAND
UNIVERSITY OF CANTERBURY
LECTURER IN JAPANESE

Applications are invited for the above position in the Department of Asian Languages.

A distinct preference will be given to candidates whose research field is either Japanese literature of the pre-modern period or Japanese language and linguistics. The successful applicant will have native or near-native fluency in Japanese, and will be able to communicate effectively in English and will possess, or be close to completing, a Ph. D. in an area of Japanese studies. Teaching duties will be principally in modern Japanese language. Some prior teaching experience at the tertiary level would be an advantage.

The salary for Lecturers is on a scale from \$NZ 30,500 to \$NZ 35,000 per annum.

Applications close on 17 October 1986.

今年6月の総会の折り、「フェミニスト文学批評の課題」について講演してくださった千種キムラ・スティーブンさんから、彼女の勤務するカンタベリー大学で上記のように日本語の専任講師の募集が行われているというご連絡がありました。審査のうえ、採用されれば、勤務開始は来年(1987)2月1日からとなっています。なお、キムラ・スティーブンさんは、「NZドルの値下りで、日本の水準からすれば大変安い給料ですが、こちらの物価では十分暮らせます」と添え書きがありました。(NZ \$1 = 約80円)

応募、採用の条件について詳細を知りたい方は、学会事務局までお問い合わせください。

86, 8, 20

藤枝 澄子

<会員投稿>

フェミニスト・デザイン

柳 美代子

女性問題に関しては社会学・人文学系からのアプローチが多く、住宅や都市といった物理的な側面からの問題提起が少ないようです。しかし、実際の日常生活の場である住宅やいろいろな都市施設、それらの総合体である都市という空間のあり方が人の行動を規制しますし、意識に与える影響、それらの積み重ねである歴史とも非常に大きな関連があるのです。

住宅の間取りや設備、公共建築のデザインなどは、実際に目で見ることができ、手で触れるとのできるものを対象としていますから、問題の在処が比較的明確です。しかし一方では、建築や都市計画に携わる人間は殆んどが男性で、家事も育児も日常的にかかわることがなく、経済性や見た目のかっこ良さでデザインしてしまいかがちです。ヨーロッパ、とくにイギリスでは女性の建築家が中心となって、女性問題と建築や都市計画との関連を追求し、女性の行動や生活にとって適切でない空間のあり方の是正を求める力となっています。家事を能率的に行うことのできること、子供に安全で快適な環境を与えることのできること、女性が外で社会的な活動が行えるような施設や設備の設置や開発を進めること、などは女性だけでなく男性にとっても、すべての人にとって重要なことです。もちろん、家事育児を女性だけの仕事と考えること自体に対しての検討も忘れてはなりませんが、現に今住んでいる住宅や地域が少しづつでも居心地よくなれば、体制的な

こと、社会的なこと、意識的なことに対しての運動展開も有利になります。

こうした気持ちから大学で住居学を教える三人の女性が集まり、「フェミニスト・デザイン研究会」というのを開いています。今のところイギリスの女性建築家や学者が「女性と住宅」に関して書いた本の読み合わせを行ったりしています。また他には、建築関連の資格を持った女性17人でグループをつくり、実際の住宅設計やインテリア計画の業務に当たったり、住宅セミナーなどの講師を務めたりしています。

皆様が現在住んでいらっしゃる住宅や地域、都市をみまわして気がついたこと、不便だと思っていること、こうなればいいのに、と考えていらっしゃること等がございましたら、是非御意見をお寄せ下さい。たとえば、ワン・ルームは広々としているけど、いつも台所を片付けておかなくてはならないから大変だ、歩道の段差や横断歩道は子供連れや重い買物袋を持った女性には苦痛だ、都市の地下街は死角になるところがあって恐い、などなど。できるだけ具体的な事例を集め、住宅メーカー行政に対して働きかける材料にしたいと考えています。宛先は

ちなみに、フォディカとは

Feminist Organization of Designer, Instructor, Co-ordinator and Adviser.

の頭文字FODICAをとったものです。

よろしくお願ひします。

日本女性学研究会 シティ・セミナーに出席して

岩 本 美砂子

京都で、江原由美子、上野千鶴子、金井淑子の3氏のシンポジウムがあるというので早速でかけた（7月19日（土）・20日（日））。会場は200人以上が参加する盛況だった。

江原氏は、日本において、ラジカル・フェミニズムがその本来の主張である「家父長制批判」よりむしろ欧米社会=産業社会批判として受容されたことを自己の体験を軸にして語り、75年以降さらに反近代主義的フェミニズムが前面に出たと「リブ史」をまとめた。戦後婦人運動が「近代主義」であったのに対し、僅か30年後のリブが「反近代主義」に至ったという変化の速さの背景として、日本社会の重層的性格とそれを捉みきれていないフェミニズム側の弱さとが指

摘された。

上野氏はお得意の「マルクス主義フェミニズム」の枠組から「不払いの再生産労働」を近代における女性抑圧の物的基礎として指摘、女性が共通の利害に立つことを確認した。が、今日の産業化の進展や女性の立場の多様化（家事使用人を雇ってでも外に出た方が稼ぎが増える層と、低賃金で働き家事に金をかけるより自分で家事をする方が安上がりになる層との分化など）からこの共通性が揺ぎつつあることと、男女を問わず人の世話をする労働が最も低く位置づけられる点が問題化していることを指摘した。また現代は「モノからヒト」への回帰の時代だが、差異ある他者との関係性を遊ぶ（恋愛あそび、子育てあそび）という積極的方向とそうでなく他者を拒むオートエロティシズム傾向（新人類！）とが出現しており、後者は問題だと批判された。

金井氏は前二氏の発言を受け、女性内の分化の進展と、日本における企業による「近代化」の速度が主体形成のテンポを追い越している点とを指摘し、女性主体のアイデンティティ危機や女性の要求がついに資本によって回収されているという問題提起を行なった。日欧の「家父長制」の心的基礎の違い、とくに日本における「母の支配」の突破という問題の所在も、共通認識として確認された。

三者の講演の間とくに話題になったのは、長谷川三千子氏の天皇賛美的な日本主義フェミニズムの登場であった。こうした動きに抗していくためにも、女性の側における権力論の必要や、ことさらに日本的なものを実体化することの危険性と、にもかかわらず「日本主義」と区別される「日本のフェミニズム」の構築の不可欠性が確認された。

こうした話の進展は、各講演の直後に他の講演者が（他の若干の討論者とともに）発言するという形式の中で、うまく煮つめられたものだった。また各講演者が「問題発言」を承知の上で大胆な整理や提起（例えば「金妻」を家族の一閉塞化でなく一異化につなげて考えるなど）ができる雰囲気があり、議論を活性化させていた。フロアからは、講演者が見おとしていた運動側からの問題提起等があった。が、最後に、討論時間がフロアとの応答に取られて予定討論者と議論が進まなかったことで講演者の一人から強い不満が出された。打ち合せの問題ともフロアの発言に遂事カウンセラー的に対応した点のツケとも思えたが、講演者、討論者、フロアの関係をどうつくるかは、会議の性格とも不可分な重要な点である。「権力」という問題が浮上したシンポジウムであったが、「会議の性格」はこの女性学研究会のセミナーが京都市の社会教育行政の一環として開催されたという点とも無関係ではなかろう。人手と金の問題や行政の「性善・性悪」という抽象論議だけでなく、（つねに内外の権力関係に規定される）具体的な場の設定の問題として、自覚的に捉える必要があるように思えた。

本会会員が行なった 1985 年の
女性学に関する研究、活動報告

会員氏名	月日	活動内容	種別
小林富久子	2.	マーリン・スプリングー『アメリカ文学のなかの女性—フェミニスト的視点によるもう一つの米文学史』成文堂	翻訳
	8.	ウェンディ・カミナー著『Women Volunteering ボランティア活動をする女性たち』『トレンズ』アメリカ大使館広報・文化交流局	書評
高井万里子	1~11月	「職場の精神衛生」名古屋市職員管理職研修	講演
	3.	精薄者授産所「天白ワークス」開所 名東福祉員	
	4.	精神衛生相談開設 名古屋市職員健康管理センター	
	6.	「思春期の精神衛生」 私塾研究会	講演
	7.	「女性の生涯と精神衛生」 常滑市	講演 ほかに講演2
松原純子	1. 25	「女の性と生」 横浜市旭区婦人会	講演
	9. 6	「世界女性会議と日本女性の役割」 地域婦人団体連合会指導者総会	講演
	11. 15	横浜女性センターの基本構想— これから公共建築シンポジウム」横浜市建築局	シンポ
	2.	「これから女性の健康問題」『公衆衛生』	論文
	11.50、11.2		ほかに講演7
	7.	「健康科学への視野、そして女性」『看護展望』 Vol10 No.7	シンポ2 論文6
山口真	4.	「女性、人口、開発に関するアジア地域会議」 国連人口活動基金全中国婦人会連合会、中国国家家族生育委員会主催	日本NGO代表 報告

会員氏名	月日	活動内容	種別
國信潤子	1.1.	國際成人教育会議主催「日本における成人市民教育について」日本代表(ブエノス・アイレス) 『女たちのカリフォルニア』勁草書房 "Is women's Liberation possible in Japan? — Book Review —" Feminist issues Feminist Issues Japanese Correspondent	報告 論文
	2. 12	京都市社会教育課主催シティセミナー「女性学の現在」シリーズ 京都市社会教育課主催シティセミナー「主婦たちのゆくえ—日常のなかの女性学」	講師

会 員 消 息

内 藤 和 美 氏

大河内 保 雪 氏

鳥 居 千代香 氏

新 入 会 員 紹 介 (敬称略)

橋 本 ヒロ子

西 堀 わか子

上 村 千賀子

諸 橋 泰 樹

町 田 民世子

黒 木 雅 子

波 田 あい子

横 山 敬 子

退 会 者

天 野 寛 子 氏 宮 島 裕 德 氏

寄 贈 図 書 資 料

- 『女性雑誌の日米墨比較研究』女性雑誌研究会（代表者 井上輝子）
- " PROCEEDINGS OF '83 TOKYO SYMPOSIUM ON WOMEN :
WOMEN AND WORK—Working Women and their Impact on
Society " International Group for the Study on Women、Tokyo and
Asian and Pacific Development Center、Kuala Lumpur
- 江原由美子 『女性解放という思想』勁草書房 （江原由美子さんより）
- 高橋ますみ 『女40歳の出発』 学陽書房 （高橋ますみさんより）
- 村田 鈴子 『アメリカの女子大学』『群馬県立女子大学紀要』第6号抜刷（村田鈴子さんより）
MAKOTO YAMAGUCHI, "A Cross-Cultural Study of
Women's Vocational Aspirations and Education in England and Japan"
(山口 真さんより)
- 『大阪市立婦人会館所蔵図書目録』（自昭和60年1月 至昭和60年12月）
大阪市立婦人会館情報図書室、『同索引』（昭和60年12月末現在） 同上
- 『大学婦人協会々報 JA UW』141、142号、大学婦人協会
- 『地域一家族』第25号、『地域一家族』編集委員会
- 『日本婦人科学者の会ニュース』No.58、日本婦人科学者の会
- 『婦人教育情報』No.13、国立婦人教育会館
- 『国立婦人教育会館ニュース』第33号、国立婦人教育会館
- 『月刊婦人展望』、'86.2~9、市川房枝記念会出版部
- 『VOICE OF WOMEN』No.69、71、72、日本女性学研究会
- 『S59年度家庭教育国際セミナー報告書 一母親の就業と家庭教育ー』国立婦人教育会館
- 『大阪Y M C A会館のご案内』 大阪Y M C A国際文化センター
- 『婦人情報センターだより』 東京教育婦人情報センター
- 『世界女性史小事典』 世界女性史小事典編集委員会
- 『夕陽丘』 No.9、'86.8.1、 大阪市立婦人会館

編 集 後 記

日本にも、初の女性党首が誕生しました。この選出の過程にはいわゆる外圧によるものは感じられず、その人の実力によるものだと思います。しかし、幾分、ムード的なものが感じられなくもありません。また、マスコミの「日本のサッチャー」という表現に対しても様々な意見、思惑が巻き起ったことと思います。だが、いずれにせよ、女性の力が少しずつ社会に認められはじめたことを端的に示していると言えましょう。

今回より「学会ニュース」担当者にはすでに幹事会だよりでおしらせしたとおり、国信さん、関東地区連絡要員として白井さんが加わることになりました。本誌への御投稿御意見お問い合わせ等は、担当者3名のいずれかへお願いします。 (亀山)

学会ニュースでは、常時、皆様からの御意見レポート等を受け付けておりますので、御投稿下さい。なお、原稿はお返しませんので、必要な方は、コピーをおとり下さい。

発行 日本女性学会
〒160 東京都新宿区三栄町17 木原ビル302
フェミニスト・セラピー
なかま氣付
(03)-359-0902

郵便振替口座 東京 8-49189
住友銀行日本橋支店 普通口座 451169
領価 500円
